

# 旭川市国民保護計画

## (資料編)

旭 川 市

# 目 次

## 第1【総論に関すること】

### 1 - 1 関係機関等の連絡先等

指定地方行政機関	1 - 1
自衛隊	1 - 2
北海道	1 - 3
近隣市町	1 - 4
指定公共機関・指定地方公共機関・協力機関	1 - 5
報道機関	1 - 6
上川総合振興局管内消防本部・その他の機関	1 - 7
消防団	1 - 8
地区市民委員会	1 - 12

1 - 2 市の気象概要	1 - 21
--------------	--------

1 - 3 市と周辺市町	1 - 31
--------------	--------

1 - 4 市域の道路・鉄道地図	1 - 32
------------------	--------

## 第2【平素からの備えや予防に関すること】

2 - 1 市各部局課における平素の業務	2 - 1
----------------------	-------

2 - 2 避難施設等一覧	2 - 11
---------------	--------

2 - 3 輸送能力	2 - 21
------------	--------

2 - 4 関係機関との協定	2 - 31
----------------	--------

## 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

3 - 1 市の体制及び職員の参集基準等	3 - 1
----------------------	-------

3 - 2 市国民保護対策本部の組織図	3 - 11
---------------------	--------

3 - 3 市各部局課の武力攻撃事態における業務	3 - 21
--------------------------	--------

3 - 4 国民保護計画項目（見出し）別担当部局（課）	3 - 31
-----------------------------	--------

### 3 - 5 関係様式

被災情報報告様式	3 - 51
----------	--------

火災・災害等即報要領様式	3 - 52
--------------	--------

安否情報様式（記入要領・第1号～第5号）	3 - 53
----------------------	--------

公用令書様式（第1～第4）	3 - 59
---------------	--------

第4【関係条例等】

4 - 1	旭川市国民保護対策本部及び旭川市緊急対処事態対策本部条例	4 - 1
4 - 2	旭川市国民保護協議会条例	4 - 3
4 - 3	旭川市国民保護協議会運営規程	4 - 4
4 - 4	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項について の基本的考え方	4 - 6
4 - 5	関係省令等	
	安否省令	4 - 8
	公用令書等の様式を定める省令	4 - 11

# 第 1

## 総論に関すること

## 1 - 1 関係機関等の連絡先

## 【指定地方行政機関】

名称	担当部署	所在地	電話	FAX
北海道防衛局	総務部 総務課	札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎	011-272- 1161	011-272- 7561
北海道総合通信局	総務課	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709- 0515	011-709- 2481
北海道財務局	総務部 総務課	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709- 2311(内4242)	011-709- 2196
北海道財務局 旭川財務事務所	総務課	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-31- 4151	0166-31- 4240
函館税関	総務部 総務課	函館市海岸町24番4号 港湾合同庁舎内	0138-40- 4213	0138-43- 4696
北海道厚生局	総務課	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709- 2311	011-709- 2704
北海道労働局	総務課	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709- 2713	011-709- 2714
北海道労働局旭川 労働基準監督署	業務課	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-35- 5901	0166-35- 6599
北海道農政事務所	食糧部 計画課	札幌市中央区北4条西17丁目 19-6	011-642- 5470	011-613- 3793
北海道農政事務所 地域第四課		旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-76- 1277	0166-35- 9480
北海道森林管理局	企画課	札幌市中央区宮の森3条7丁目70	011-622- 5215	011-622- 5235
北海道森林管理局 旭川事務所	副所長 連絡調整 担当	旭川市神楽3条5丁目3-1	0166-62- 6738	0166-61- 6630
北海道経済産業局	総務企画部 総務課	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709- 1773	011-709- 1778
北海道産業保安 監督部	管理課	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709- 2311	011-709- 4143
北海道開発局 旭川開発建設部	防災課	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-32- 1111	0166-32- 0545

第 1 【総論に関すること】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
北海道運輸局	総務部 安全防災・ 危機管理調 整官	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎	011-290- 2711	011-290- 2701
北海道運輸局 旭川運輸支局	総務企画担 当	旭川市春光町10番地1	0166-51- 5271	0166-54- 4755
東京航空局 旭川空港出張所		上川郡東神楽町東2線15号96	0166-83- 2541	0166-83- 3060
札幌管区气象台 旭川地方气象台	地域防災官	旭川市宮前1条3丁目3-15	0166-32- 7102	0166-32- 6407
北海道地方環境 事務所	総務課	札幌市中央区北1条西10丁目1 番地ユ・ネットビル9F	011-251- 8700	011-219- 7072

【自衛隊】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
陸上自衛隊第2 師団司令部	第3部	旭川市春光町無番地	0166-51- 6111 (2792)	0166-51- 6111 (2700)
陸上自衛隊第2 師団第2特科連 隊	連隊本部 第3科	旭川市春光町無番地	0166-51- 6111 (5030)	0166-51- 6111 (3122)
自衛隊旭川地方 協力本部	総務課	旭川市春光町無番地	0166-51- 6060	0166-51- 6060

## 【北海道】

名称	担当部署	所在地	電話	FAX	
北海道危機対策局	危機対策課(国民保護担当)	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5013	011-231-4314	
	危機対策課 防災航空室	札幌市東区丘珠町755-11	011-782-3233	011-782-3234	
窓 口 局 部	総務部	総務課	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5017	011-232-1764
	総合政策部	総務課		011-204-5122	011-232-3052
	環境生活部	総務課		011-204-5182	011-232-4107
	保健福祉部	総務課		011-232-5242	011-232-8368
	経済部	総務課		011-204-5315	011-232-8840
	農政部	農政課		011-204-5372	011-232-4126
	水産林務部	総務課		011-204-5454	011-232-4140
	建設部	建設政策課		011-204-5535	011-232-9162
	出納局	総務課		011-204-5612	011-232-7459
	企業局	総務課		札幌市中央区北3条西7丁目	011-251-6213
教育庁	総合政策局総務課		011-204-5702	011-281-1487	
北海道上川総合振興局	地域創生部 地域政策課	旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5918	0166-46-5204	
北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業室	事業課	旭川市東3条5丁目1-44	0166-26-4461	0166-27-0271	
北海道旭川方面旭川東警察署	警備課	旭川市1条通25丁目487-6	0166-34-0110	0166-34-5025	
北海道旭川方面旭川中央警察署	警備課	旭川市6条通10丁目2231番地1	0166-25-0110	0166-26-4610	

## 第1【総論に関すること】

## 【近隣市町】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
鷹栖町	企画課	上川郡鷹栖町南1条3丁目5-1	0166-87-2111	0166-87-2850
東神楽町	総務課	上川郡東神楽町南1条西1丁目3-2	0166-83-2111	0166-83-4180
当麻町	総務企画課	上川郡当麻町3条東2丁目11-1	0166-84-2111	0166-84-4883
比布町	総務企画課	上川郡比布町北町1丁目2-1	0166-85-2111	0166-85-2389
愛別町	総務企画課	上川郡愛別町字本町179番地	01658-6-5111	01658-6-5110
上川町	企画総務課	上川郡上川町南町180番	01658-2-1211	01658-2-1220
東川町	企画総務課	上川郡東川町東町1丁目16-1	0166-82-2111	0166-82-3644
美瑛町	総務課	上川郡美瑛町本町4丁目6-1	0166-92-1111	0166-92-4414
和寒町	総務課	上川郡和寒町字西町120番地	0165-32-2421	0165-32-4238
芦別市	総務部 総務課	芦別市北1条東1丁目3番地	0124-22-2111	0124-22-9696
深川市	企画総務部 総務課	深川市2条17番17号	0164-26-2228	0164-22-8134
幌加内町	総務課	雨竜郡幌加内町字幌加内	0165-35-2121	0165-35-2127

第 1 【総論に関すること】

【指定公共機関・指定地方公共機関・協力機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
北海道旅客鉄道株式会社 旭川支社		旭川市宮下通 6 丁目 1 - 2	0 1 6 6 - 2 5 - 6 0 0 3	0 1 6 6 - 2 6 - 0 8 8 8
北海道電力ネットワーク(株) 道北総括支店		旭川市 4 条通 1 2 丁目 1444 - 1	0 1 6 6 - 2 3 - 1 0 1 1	0 1 6 6 - 2 4 - 5 4 4 0
東日本電信電話(株)北海道事業部 北海道北支店		旭川市 1 0 条通 1 0 丁目 N T T 1 0 条ビル	0 1 6 6 - 2 0 - 5 4 1 0	0 1 6 6 - 2 9 - 0 4 1 7
日本通運株式会社 旭川支店	総務	旭川市宮下通 1 2 丁目 1 1 7 3 番地	0 1 6 6 - 2 3 - 5 1 1 5	0 1 6 6 - 2 3 - 5 1 2 5
東日本高速道路株式会社北海道支社 旭川管理事務所		旭川市字近文 7 線南 1 号 5766 - 4	0 1 6 6 - 5 5 - 4 0 5 1	0 1 6 6 - 5 5 - 6 5 4 7
旭川ガス株式会社		旭川市 4 条通 1 6 丁目左 6 号	0 1 6 6 - 2 3 - 3 3 0 7	0 1 6 6 - 2 4 - 3 0 8 2
日本赤十字社北海道支部旭川市地区	福祉保険課	旭川市 7 条通 1 0 丁目 市役所第 2 庁舎	0 1 6 6 - 2 5 - 6 4 2 5	0 1 6 6 - 2 4 - 7 0 0 8
日本郵便(株) 旭川中央郵便局	総務部	旭川市 6 条通 6 丁目	0 1 6 6 - 2 3 - 1 6 0 2	0 1 6 6 - 2 3 - 1 7 3 5
日本銀行 旭川事務所		旭川市 4 条通 9 丁目	0 1 6 6 - 2 3 - 3 1 8 1	0 1 6 6 - 2 9 - 2 0 1 2
一般社団法人 旭川市医師会		旭川市金星町 1 丁目 1 - 50	0 1 6 6 - 2 3 - 5 7 2 8	0 1 6 6 - 2 4 - 5 4 4 4
一般社団法人 旭川歯科医師会		旭川市金星町 1 丁目 1 - 52	0 1 6 6 - 2 2 - 2 3 6 1	0 1 6 6 - 2 4 - 1 1 4 7
一般社団法人 旭川地区トラック協会及び支部		旭川市流通団地 2 条 4 丁目 32 - 1	0 1 6 6 - 4 8 - 7 2 4 4	0 1 6 6 - 4 7 - 5 0 7 9
一般社団法人 旭川地区バス協会及び支部	道北バス株式会社	旭川市近文 1 6 丁目 2698 - 1	0 1 6 6 - 5 1 - 0 1 1 1	0 1 6 6 - 5 1 - 5 4 4 0
社会福祉法人旭川市社会福祉協議会	旭川市ボランティアセンター	旭川市 5 条通 4 丁目 旭川市ときわ市民ホ - ル	0 1 6 6 - 2 1 - 5 5 5 0	0 1 6 6 - 2 3 - 0 7 4 6

第 1 【総論に関すること】

【報道機関】

名 称	住 所	電 話	F A X
北海道新聞 旭川支社	旭川市 4 条通 9 丁目	0 1 6 6 - 2 1 - 2 5 1 6	0 1 6 6 - 2 1 - 2 5 1 7
朝日新聞社 旭川支局	旭川市 7 条通 1 4 丁目	0 1 6 6 - 2 2 - 7 1 8 1	0 1 6 6 - 2 2 - 7 1 8 3
毎日新聞社 旭川支局	旭川市 6 条通 1 3 丁目	0 1 6 6 - 2 6 - 5 1 5 1	0 1 6 6 - 2 6 - 5 1 5 2
読売新聞社 旭川支局	旭川市 1 条通 9 丁目	0 1 6 6 - 2 6 - 0 4 3 5	0 1 6 6 - 2 4 - 2 8 4 8
日本経済新聞社 旭川支局	旭川市 8 条通 6 丁目	0 1 6 6 - 2 3 - 7 1 0 0	0 1 6 6 - 2 3 - 7 1 1 0
共同通信社 旭川支局	旭川市 4 条通 9 丁目	0 1 6 6 - 2 3 - 8 1 3 1	0 1 6 6 - 2 7 - 0 3 8 3
時事通信社 旭川支局	旭川市 2 条通 9 丁目	0 1 6 6 - 2 4 - 2 2 6 6	0 1 6 6 - 2 3 - 4 2 8 5
N H K 旭川放送局	旭川市 6 条通 6 丁目	0 1 6 6 - 2 4 - 8 8 0 8	0 1 6 6 - 2 3 - 1 9 6 6
H B C 旭川放送局	旭川市 1 条通 8 丁目	0 1 6 6 - 2 9 - 3 6 2 0	0 1 6 6 - 2 3 - 1 4 6 9
S T V 旭川放送局	旭川市東旭川北 2 条 6 丁目	0 1 6 6 - 3 6 - 1 0 1 0	0 1 6 6 - 3 6 - 1 0 1 3
U H B 旭川支社	旭川市 4 条通 9 丁目	0 1 6 6 - 2 6 - 6 6 1 0	0 1 6 6 - 2 6 - 8 6 5 1
H T B 旭川支社	旭川市 1 条通 9 丁目	0 1 6 6 - 2 6 - 1 8 1 5	0 1 6 6 - 2 2 - 3 6 1 6
北のまち新聞社 (あさひかわ新聞)	旭川市 8 条通 6 丁目	0 1 6 6 - 2 7 - 1 5 7 7	0 1 6 6 - 2 7 - 1 6 1 7
旭川ケーブルテ レビ (ポテト)	旭川市 8 条西 2 丁目 2 - 16	0 1 6 6 - 2 2 - 0 0 7 0	0 1 6 6 - 2 3 - 9 8 5 4
F M リバー	旭川市 3 条通 7 丁目	0 1 6 6 - 2 7 - 1 1 7 1	0 1 6 6 - 2 7 - 1 1 7 5

第 1 【総論に関すること】

【上川総合振興局管内消防本部】

名 称	構成市町村	所 在 地	電 話	F A X
旭川市消防本部	旭川市 上川町 鷹栖町	旭川市東光 2 7 条 8 丁目	0 1 6 6 - 3 3 - 0 1 1 9	0 1 6 6 - 3 6 - 1 1 9 1
上川北部消防事務組合消防本部	名寄市 美深町 音威子府村 下川町 中川町	名寄市西 4 条北 3 丁目	0 1 6 5 4 - 3 - 2 6 2 7	0 1 6 5 4 - 3 - 2 2 1 9
富良野広域連合消防本部	上富良野町 中富良野町 富良野市 南富良野町 占冠村	空知郡上富良野町大町 2 丁目 2 - 4 6	0 1 6 7 - 4 5 - 2 1 1 9	0 1 6 7 - 4 5 - 9 9 8 3
大雪消防組合消防本部	美瑛町 東川町 東神楽町 当麻町 愛別町 比布町	上川郡美瑛町本町 4 丁目 5 - 2 0	0 1 6 6 - 9 2 - 2 0 2 9	0 1 6 6 - 9 2 - 4 4 7 4
士別地方消防事務組合消防本部	士別市 剣淵町 和寒町	士別市東 6 条 4 丁目	0 1 6 5 - 2 3 - 4 7 0 9	0 1 6 5 - 2 3 - 1 7 1 9

【その他の機関】

名 称	担当部署	所 在 地	電 話	F A X
旭川刑務所	庶務課	旭川市東鷹栖 3 線 2 0 号 620番地	0 1 6 6 - 5 7 - 2 5 1 1	0 1 6 6 - 5 8 - 7 0 1 3

## 【消防団】

本部及び分団の名称	位置	管轄区域
本部	東光27条8丁目	旭川市
女性分団	東光27条8丁目	旭川市
第1分団	5条通4丁目	宮下通1丁目から5丁目まで、1条通から7条通までの1丁目から5丁目まで、8条通1丁目、2丁目、5丁目及び6丁目、9条通1丁目及び2丁目、常盤公園、常盤通1丁目から3丁目までの一部、曙各条各丁目、曙北各条各丁目、亀吉各条各丁目、各条西各丁目
第2分団	7条通14丁目	宮下通6丁目から17丁目まで、1条通から7条通までの6丁目から17丁目まで、8条通及び9条通の7丁目から17丁目まで、10条通の8丁目から17丁目まで、上常盤町各丁目、中常盤町各丁目、常盤通1丁目から3丁目までの一部、宮前1条及び2条の1丁目及び2丁目
第3分団	南2条通21丁目	宮下通18丁目から26丁目まで、宮下通18丁目から26丁目まで、1条通から10条通までの18丁目から23丁目まで、11条通19丁目から23丁目まで、南各条通各丁目、宮前1条3丁目から5丁目まで、宮前2条3丁目、旭神町、旭神各条各丁目、緑が丘東1条各丁目
第4分団	豊岡3条3丁目	1条通から6条通までの24丁目及び25丁目、7条通及び8条通の24丁目、豊岡1条から13条までの1丁目から4丁目まで、豊岡14条3丁目及び4丁目、豊岡15条4丁目、東光1条から14条までの1丁目から4丁目まで、東光15条2丁目から4丁目まで、東光16条3丁目及び4丁目、東光17条及び18条の4丁目
第5分団	東旭川北1条6丁目	豊岡4条5丁目から10丁目までの一部、豊岡4条11丁目、豊岡5条から12条までの5丁目から11丁目まで、豊岡13条及び14条の5丁目から9丁目まで、豊岡15条5丁目から8丁目まで、豊岡16条7丁目及び8丁目、東旭川南各条各丁目、東旭川北各条各丁目、工業団地各条各丁目、東旭川町上兵村、下兵村、日ノ出及び倉沼の一部
第6分団	東光9条10丁目	豊岡1条から3条までの5丁目から10丁目まで、豊岡4条5丁目から10丁目までの一部、東光1条から9条までの5丁目から10丁目まで、東光10条から22条までの5丁目から9丁目まで、東光23条から25条までの6丁目から9丁目まで、東光26条7丁目から9丁目まで、東光27条8丁目及び9丁目、東旭川町共栄
第7分団	東旭川町旭正	東旭川町忠別、旭正及び日ノ出の一部
第8分団	東旭川町日ノ出	東旭川町日ノ出及び倉沼の一部

第1【総論に関すること】

本部及び分団の名称	位置	管轄区域
第9分団	東旭川町桜岡	東旭川町桜岡，東桜岡及び豊田の一部
第10分団	東旭川町豊田	東旭川町豊田，米原及び東桜岡の一部
第11分団	東旭川町米原	東旭川町米原の一部及び瑞穂
第12分団	神楽4条7丁目	神楽各条各丁目，神楽岡各条各丁目，神楽岡公園，緑が丘各条各丁目，緑が丘東2条1丁目，3丁目及び4丁目，緑が丘東3条から5条までの各丁目，緑が丘南各条各丁目，西御料各条各丁目，西神楽1線の4号及び5号，西神楽1線から3線までの6号，西神楽1線から4線までの7号，西神楽1線から4線までの8号の一部
第13分団	西神楽北1条2丁目	西神楽1線から4線までの8号の一部，西神楽1線から4線までの9号から13号まで，西神楽1線から3線までの14号，西神楽4線14号の一部，西神楽北各条各丁目，西神楽南各条各丁目，西神楽南13号及び14号，西神楽南15号及び16号の一部，新開
第14分団	西神楽1線18号	西神楽4線14号の一部，西神楽1線から4線までの15号から22号まで，西神楽5線の18号から22号まで，西神楽南15号及び16号の一部，西神楽南17号
第15分団	西神楽2線25号	西神楽1線の23号から32号まで，西神楽2線から4線までの23号から34号まで，西神楽5線の23号から29号まで
第16分団	神居3条9丁目	神居1条及び2条の1丁目から21丁目まで，神居3条から8条までの1丁目から15丁目まで，神居9条1丁目から10丁目まで，忠和各条各丁目，高砂台各丁目，台場各条各丁目，台場東各丁目，南が丘各丁目，神居町忠和，台場，神岡，春志内，富沢，富岡，神居古潭及び御料の一部
第17分団	神居町雨紛	神居3条から5条までの16丁目から21丁目まで，神居6条16丁目から19丁目まで，神居7条16丁目から18丁目まで，神居8条16丁目及び17丁目，神居町雨紛，上雨紛，神華，共栄，富沢，富岡及び御料の一部
第18分団	神居町神居古潭58の2	神居町神居古潭，御料及び西丘の一部
第19分団	神居町豊里177の12	神居町豊里，西丘及び御料の一部
第20分団	江丹別町中央	江丹別町中央，富原，拓北，西里，芳野，清水，中園及び共和の一部
第21分団	江丹別町嵐山142の8	江丹別町嵐山，春日，中園及び共和の一部

第 1 【総論に関すること】

本部及び分団の名称	位 置	管 轄 区 域
第 2 2 分団	東 4 条 2 丁目	金星町各丁目，東各条各丁目，新富各条各丁目，大雪通各丁目，パルプ町各条各丁目，パルプ町の一部，新星町各丁目
第 2 3 分団	緑町16丁目	川端町 4 条 6 丁目から10丁目まで，川端町 5 条 7 丁目から10丁目まで，川端町 6 条 9 丁目及び10丁目，川端町 7 条10丁目，錦町各丁目，緑町各丁目，近文町各丁目，旭岡各丁目
第 2 4 分団	旭町 1 条 5 丁目	本町各丁目，川端町 1 条及び 2 条の 4 丁目から 7 丁目まで，川端町 3 条 4 丁目から 8 丁目まで，川端町 4 条 4 丁目及び 5 丁目，大町各条各丁目，旭町各条各丁目，北門町各丁目，花咲町 1 丁目から 6 丁目まで，春光町，字近文 6 線及び 7 線の南 1 号
第 2 5 分団	末広 4 条 1 丁目	住吉各条各丁目，春光各条各丁目
第 2 6 分団	末広 3 条 4 丁目	末広東 1 条及び 2 条の 1 丁目から12丁目まで，末広東 3 条の 1 丁目から 7 丁目まで，末広 1 条及び 2 条の 1 丁目から12丁目まで，末広 3 条から 7 条までの各丁目，末広 8 条 2 丁目の一部，花咲町 7 丁目
第 2 7 分団	春光台 3 条 5 丁目	末広 8 条 1 丁目及び 3 丁目から12丁目まで，末広 8 条 2 丁目の一部，春光台 1 条から 5 条までの 1 丁目から12丁目まで，字近文 5 線 2 号から 5 号まで，字近文 6 線から 8 線までの 1 号から 4 号まで
第 2 8 分団	永山 2 条17丁目	永山 1 条から 6 条までの11丁目から24丁目まで，永山北各条各丁目，永山町13丁目の一部
第 2 9 分団	永山町15丁目	永山町10丁目から12丁目まで，永山町13丁目の一部，永山町14丁目から16丁目まで，永山 7 条及び 8 条の19丁目から21丁目まで
第 3 0 分団	永山 9 条 8 丁目	流通団地各条各丁目，秋月各条各丁目，永山 1 条から 6 条までの 1 丁目から10丁目まで，永山 7 条及び 8 条の 1 丁目から18丁目まで，永山 9 条の 1 丁目から16丁目まで，永山 10 条の 1 丁目から15丁目まで，永山11条及び12条の 1 丁目から 4 丁目まで，永山13条の 2 丁目及び 3 丁目，永山14条 3 丁目，パルプ町の一部，永山町 2 丁目から 9 丁目まで

第1【総論に関すること】

本部及び分団の名称	位置	管轄区域
第31分団	東鷹栖東1条4丁目	東鷹栖各条各丁目，東鷹栖東各条各丁目，東鷹栖東1線17号から19号まで，末広1条及び2条の13丁目から15丁目まで，末広東1条の13丁目から15丁目まで，末広東2条13丁目，東鷹栖1線10号，東鷹栖1線及び2線の11号及び14号から19号まで，東鷹栖3線の10号，11号及び14号から20号まで，東鷹栖4線から6線までの10号から21号まで，東鷹栖5線及び6線の22号，東鷹栖7線の10号から12号まで，東鷹栖7線及び8線の19号から21号まで，東山，緑台の一部
第32分団	東鷹栖10線15号	東鷹栖7線から9線までの13号から18号まで，東鷹栖10線及び11線の13号から17号まで
第33分団	東鷹栖11線21号	東鷹栖9線19号から23号まで，東鷹栖10線から12線までの18号から23号まで，東鷹栖11線24号，東鷹栖12線24号及び25号，東鷹栖13線及び14線の19号から25号まで，東鷹栖15線20号及び21号，緑台の一部，柏木

## 第1【総論に関すること】

## 【地区市民委員会】

(単位：町内会・世帯)

No	地区名	全町内 会数	該 当 住 所	区域内の 世帯数
1	西	51	亀吉, 曙, 曙北, 常盤公園, 西(2条西~9条西各丁目), 宮下通~9条通1~5丁目, 8条通6丁目(一部)	7,030
2	中 央	39	上常盤町, 中常盤町, 常盤通, 宮下通~10条通6~10丁目, 8条6丁目(一部)	2,244
3	大 成	56	宮下通~10条通11~17丁目, 宮前1~2条1~2丁目	4,693
4	新 旭 川	40	金星町, 東, 新富, パルプ町, 新星町, 大雪通	6,770
5	朝 日	41	2~11条通18~25丁目, 1条通24・25丁目(一部), 4条通25丁目(一部), 11条通23丁目(一部)	4,083
6	啓 明	30	宮下通18~26丁目, 1条通18~25丁目, 南1~9条通16~25丁目, 南4~9条通26丁目, 宮前1条3丁目~5丁目, 宮前2条3丁目, 1条通24・25丁目(一部), 南1条通25丁目(一部), 南2・3条通26丁目(一部)	4,573
7	旭 神	7	旭神(各条丁目), 旭神町	1,769
8	東 光	31	東光1~9条1~4丁目, 南1条通26丁目, 東光10条2丁目(一部), 東光10・11条4丁目(一部), 南1条通25丁目(一部), 南2・3条通26丁目(一部)	5,073
9	東 光 南	26	東光10~18条1~4丁目, 東光10条2丁目(一部), 東光10・11条4丁目(一部)	3,394
10	豊 岡	39	豊岡1~7条1~4丁目, 豊岡8~13条1~2丁目, 4条通25丁目(一部), 11条通23丁目(一部), 豊岡8条3丁目(一部)	5,415
11	新 豊 岡	7	豊岡8~15条3・4丁目, 豊岡8条3丁目(一部)	1,624
12	愛 宕	20	豊岡3・4・16条7丁目, 豊岡5・15条5~7丁目, 豊岡6~13条5~9丁目, 豊岡14条5~8丁目, 豊岡4条5・6丁目(一部), 豊岡14条9丁目(一部), 豊岡15条8丁目(一部), 豊岡11・13条4丁目(一部)	6,138
13	東 豊 中 央	12	東光1~9条5・6丁目, 豊岡1条~3条5・6丁目, 豊岡4条5・6丁目(一部)	3,271
14	東 部 東 光	11	東光10~25条5・6丁目	2,622
15	千 代 田	42	東光1~27条7~10丁目, 豊岡1・2条7~10丁目, 豊岡3条8丁目~10丁目, 豊岡4・5条8・9丁目, 豊岡4条10丁目(一部), 東旭川町共栄(一部), 東旭川町下兵村(一部)	6,837
16	旭 正	18	東旭川町旭正, 東旭川町忠別	349
17	東 旭 川 中 央	53	工業団地, 東旭川北(各条丁目), 東旭川南(各条丁目), 東旭川町上兵村, 豊岡4~12条10・11丁目, 豊岡4条10丁目(一部), 豊岡14条9丁目(一部), 豊岡15条8丁目(一部), 東旭川町共栄(一部), 東旭川町倉沼(一部), 東旭川町日の出(一部), 東旭川町下兵村(一部)	5,549
18	日 の 出 倉 沼	7	東旭川町日の出(一部), 東旭川町倉沼(一部)	271
19	豊 田	8	東旭川町豊田(一部), 東旭川町東桜岡(一部), 東旭川町米原(一部)	91
20	桜 岡	6	東旭川町桜岡, 東旭川町豊田・東桜岡(一部)	168
21	米 原 瑞 穂	13	東旭川町瑞穂, 東旭川町米原(一部)	165
22	近 文 東	14	川端町6条9・10丁目, 川端町7条10丁目, 近文町11~23丁目, 錦町11~18丁目, 緑町12~20丁目, 近文町24丁目(一部), 錦町19丁目(一部), 緑町21・22丁目(一部)	3,230

第1【総論に関すること】

No	地区名	全町内 会数	該 当 区 域	区域内の 世帯数
23	近 文 西	12	旭岡, 近文町 25 丁目, 錦町 20~24 丁目, 緑町 23~25 丁目, 近文町 24 丁目(一部), 緑町 19 丁目(一部), 緑町 21・22 丁目(一部)	2,480
24	川 端	8	川端町 1~5 条各丁目	1,873
25	北 星	28	本町, 花咲町 1~3 丁目, 大町 1~3 条 1~7 丁目, 旭町 1~2 条 1~7 丁目, 大町 1 条 7 丁目(一部), 旭町 2 条 7 丁目(一部), 花咲町 4 丁目(一部), 春光町(一部)	2,966
26	旭 星	20	大町 1~3 条 8~14 丁目, 旭町 1・2 条 8~14 丁目, 北門町 7~13 丁目, 大町 1 条 7 丁目(一部), 大町 1・2 条 15 丁目(一部), 旭町 1・2 条 15 丁目(一部), 旭町 2 条 7 丁目(一部), 北門町 14 丁目(一部)	3,483
27	旭 星 西	15	大町 1・2 条 16~20 丁目, 旭町 1・2 条 16~21 丁目, 北門町 15~22 丁目, 大町 1・2 条 15 丁目(一部), 旭町 1・2 条 15 丁目(一部), 北門町 14 丁目(一部)	2,964
28	春 光 西	36	住吉, 春光 4~6 条 1~4 丁目, 春光 7 条 2・3 丁目	2,273
29	春 光 中 央	23	春光 4~7 条 5~9 丁目, 春光 3 条 6 丁目, 春光 5・6 条 9 丁目(一部)	3,466
30	春 光 東	23	春光 1~3 条 7~9 丁目, 花咲町 5~7 丁目, 春光 1 条 9 丁目(一部), 花咲町 4 丁目(一部)	2,309
31	春 光 台	23	春光台 1~5 条 1~5 丁目, 末広 8 条 2・3 丁目(一部), 春光台 1・3・4 条 5 丁目(一部)	4,021
32	鷹の巣福祉村	8	末広 8 条 4~12 丁目, 春光台 1~5 条 6~12 丁目, 春光台 1・3・4 条 5 丁目(一部)	2,112
33	末 広 中 央	16	末広 1~8 条 1~3 丁目, 末広東 1~3 条 1~3 丁目, 春光 1・5・6 条 9 丁目(一部), 末広 8 条 2・3 丁目(一部)	4,012
34	末 広	16	末広 1~7 条 4~12 丁目	7,307
35	末 広 東	4	末広東 1~3 条 4~12 丁目, 末広東 2 条 13 丁目(一部)	2,777
36	東 鷹 栖 中 央	11	末広 1・2 条 13~15 丁目, 末広東 1 条 13~15 丁目, 東鷹栖 1 条 1~4 丁目, 東鷹栖 2・3 条 1~3 丁目, 東鷹栖 4 条 1~5 丁目, 東鷹栖 1・3 線 10・11 号, 東鷹栖 2 線 11 号, 東鷹栖 4 線 10~12 号, 東鷹栖 5・6 線 10・11 号, 東鷹栖 7 線 10~12 号, 東鷹栖東 1~3 条 1~6 丁目, 末広東 2 条 13 丁目(一部), 東鷹栖 2 条 4 丁目(一部), 東鷹栖 5・6 線 12 号(一部)	1,802
37	東 鷹 栖 東	17	東山, 東鷹栖 1・2 条 5・6 丁目, 東鷹栖 3 条 4~6 丁目, 東鷹栖 4 条 6 丁目, 東鷹栖 1・2 線 14~19 号, 東鷹栖 3 線 14~20 号, 東鷹栖 4 線 13~21 号, 東鷹栖 5・6 線 13~22 号, 東鷹栖 7 線 18~20 号, 東鷹栖 8 線 19 号, 東鷹栖東 1 線 17~19 号, 東鷹栖 2 条 4 丁目(一部), 東鷹栖 5・6 線 12 号(一部), 東鷹栖 7 線 13~17 号(一部), 東鷹栖 8 線 18 号(一部), 東鷹栖 9 線 19 号(一部)	481

第1【総論に関すること】

No	地区名	全町内 会数	該 当 区 域	区域内の 世帯数
38	東 鷹 栖 西	10	東鷹栖8・9・11線13~17号,東鷹栖10線13~16号,東鷹栖7線13~17号(一部),東鷹栖8・9・11線18号(一部),東鷹栖10線17・18号(一部)	115
39	(東鷹栖北)	4	緑台,柏木,東鷹栖7線21号,東鷹栖8線20・21号,東鷹栖9線20~23号,東鷹栖10線19~23号,東鷹栖11線19~24号,東鷹栖12線18~25号,東鷹栖13・14線19~25号,東鷹栖15線20・21号,東鷹栖9線18・19号(一部),東鷹栖10線17・18号(一部),東鷹栖11線18号(一部)	74
40	江 丹 別	7	江丹別町拓北,江丹別町中央,江丹別町富原,江丹別町中園,江丹別町西里,江丹別町芳野,江丹別町清水	65
41	嵐 山	5	江丹別町嵐山,江丹別町春日,江丹別町共和	67
42	神 楽 本 町	19	神楽1条6丁目,神楽2条2~6丁目,神楽3条2~8丁目,神楽4条1~6丁目,神楽5条1~8丁目,神楽6条1~10丁目,神楽7条7~10丁目,神楽2条7丁目(一部),神楽5条9・10丁目(一部)	2,190
43	神 楽 宮 前	8	神楽岡公園,神楽1条7~12丁目,神楽2条8~12丁目,神楽3・4条9~12丁目,神楽5条11・12丁目,神楽2条7丁目(一部),神楽4条13丁目(一部),神楽5条9・10丁目(一部)	1,999
44	高 野	5	神楽6・7条11・12丁目,神楽6・7条13丁目(一部)	574
45	神 楽 岡	14	神楽4~7条13・14丁目,神楽岡8条1~4丁目,神楽岡9条1~5丁目,神楽岡10~16条1~9丁目,神楽4・6・7条13丁目(一部),神楽岡9条6丁目(一部)	4,069
46	神 楽 岡 東	11	神楽岡1~7条3~7丁目,神楽岡8条5~7丁目,神楽岡9条7丁目,神楽岡9条6丁目(一部)	2,502
47	緑 が 丘	20	緑が丘1~5条1~4丁目	2,053
48	西 御 料 地	16	緑が丘南(各条丁目),西御料(各条丁目),西神楽1~4線5~7号,緑が丘東5条2丁目(一部),西神楽1~4線8号(一部)	1,834
49	緑 が 丘 東	12	緑が丘東,緑が丘東5条2丁目(一部)	1,506
50	西神楽地区瑞穂	8	西神楽1線9~11号,西神楽2・3線9~11号,西神楽4線9・10号,西神楽1~4線8号(一部),西神楽1・2線12号(一部),西神楽4線11号(一部)	136

第1【総論に関すること】

No	地区名	全町内 会数	該 当 区 域	区域内の 世帯数
5 1	西神楽地区中央	1 7	西神楽北（各条丁目），西神楽南（各条丁目），西神楽南 13・14 号，西神楽 1・2 線 13・14 号，西神楽 3 線 12～15 号，西神楽 4 線 12～4 号，西神楽南 15 号（一部），西神楽 1・2 線 12 号（一部），西神楽 1・2・4 線 15 号（一部），西神楽 4 線 11 号（一部）	904
5 2	西神楽地区聖和	1 1	西神楽南 16・17 号，西神楽 1～4 線 16～19 号，西神楽 5 線 18・19 号，西神楽南 15 号（一部），西神楽 1・2・4 線 15 号（一部），西神楽 3 線 20 号（一部）	214
5 3	西神楽地区千代ヶ岡	1 0	西神楽 1 線 20 号～32 号，西神楽 2 線 20～34 号，西神楽 3 線 21～30 号，西神楽 4 線 20～22・26～30 号，西神楽 5 線 22 号，西神楽 3 線 20 号（一部）	196
5 4	神 居 中 央	2 6	高砂台，神居町富岡，神居 1～9 条 1～10 丁目，神居町神岡（一部），神居町富沢（一部）	4,568
5 5	神 居 東	2 8	神居 1～5 条 11～21 丁目，神居 6 条 11～19 丁目，神居 7 条 11～18 丁目，神居 8 条 11～17 丁目，神居町神岡（一部），神居町富沢（一部）	4,691
5 6	台 場	5	神居町台場，台場東，台場（各条丁目）	776
5 7	神 居 雨 紛	1 8	神居町雨紛，神居町上雨紛，神居町共栄，神居町神華	244
5 8	西 神 居	1 3	神居町神居古潭，神居町西丘，神居町豊里	92
5 9	忠 和	2 4	南が丘，神居町忠和，忠和（各条丁目）	6,045
6 0	永 山 第 一	7	秋月，流通団地	1,386
6 1	永 山 南 西	1 5	永山 1～6 条 1～10 丁目	4,856
6 2	永 山 南	1 6	永山町 2～5 丁目，永山 7～10 条 1～10 丁目，永山 11 条 1・2 丁目，永山 12 条 1～3 丁目，永山 13 条 2・3 丁目，永山 14 条 3 丁目，永山町 6 丁目（一部）	4,959
6 3	永 山 第 三	1 8	永山町 7～9 丁目，永山 1～6 条 11～16 丁目，永山 7・8 条 11～18 丁目，永山 9 条 11～16 丁目，永山 10 条 11～15 丁目，永山北 1・2 条 6～9 丁目，永山北 3 条 6～8 丁目，永山北 4 条 6 丁目，永山町 6 丁目（一部）	5,802
6 4	永 山 第 二	4 9	永山町 10～16 丁目，永山 1～6 条 17～24 丁目，永山 7・8 条 19～21 丁目，永山北 1・2 条 10～13 丁目，永山北 3 条 10・11 丁目	5,036
6 5	(春 光 町)			968
	合 計	1,227 町内会		177,606 世帯

（令和 6 年 6 月 1 日現在）

集計上の市民委員会地区のため，実際の市民委員会と異なる地域がある。  
東鷹栖北地区の市民委員会は，平成 3 0 年 3 月末に解散している。

## 第1【総論に関すること】

第 1 【総論に関すること】

1 - 2 市の気象概要

【年別平年値】

項目 年次	気 温			平均相 対湿度 (%)	降水量 (mm)	最深積 雪 (cm)	降雪量 (cm)	平均風 速 (m/s)
	最 高 気 温 ( )	最 低 気 温 ( )	平 均 気 温 ( )					
H23年	33.4	-20.7	7.1	76	1330.5	67	515	2.9
H24年	33.1	-24.4	7.2	77	1251.5	94	559	2.9
H25年	33.5	-21.2	7.2	77	1185.5	108	576	3.1
H26年	35.9	-21.8	7.2	75	1284.5	89	553	3.1
H27年	31.1	-22.0	7.9	76	1005.5	51	364	3.0
H28年	33.3	-20.8	7.2	77	1377.5	77	482	3.2
H29年	33.6	-22.5	7.1	77	1064.0	79	584	3.1
H30年	34.1	-20.4	7.4	78	1434.0	98	573	3.0
R元年	34.3	-21.1	7.7	77	994.0	84	540	3.1
R2年	34.6	-25.7	7.9	78	974.0	65	402	2.9
R3年	37.9	-22.5	8.3	76	981.0	109	528	3.1
R4年	32.0	-19.8	8.2	77	1277.5	70	423	3.0
R5年	35.5	-24.1	8.8	78	1271.0	77	387	2.9

(資料：旭川地方気象台)

\* 降雪量は、寒候期（前年の秋から当年の春に至る期間）の合計である。

\* 最深積雪は、寒候期における積雪の深さの最大値である。

【月別平年値】

単 位 統計期間 資料年数	最 高 気 温 ( ) 1991~ 2020 30	最 低 気 温 ( ) 1991~ 2020 30	平 均 気 温 ( ) 1991~ 2020 30	降 水 量 (mm) 1991~ 2020 30	平 均 風 速 (m/s) 1991~ 2020 30	最 深 積 雪 (cm) 1991~ 2020 30
1月	-3.3	-11.7	-7.0	69.6	2.7	72
2月	-1.7	-11.8	-6.0	54.7	3.1	84
3月	3.0	-6.1	-1.4	55.0	3.4	82
4月	11.2	0.2	5.6	48.5	3.4	33
5月	18.8	6.1	12.3	66.6	3.7	0
6月	22.8	12.0	17.0	71.4	2.9	
7月	26.2	16.4	20.7	129.5	2.8	
8月	26.6	16.9	21.2	152.9	2.6	
9月	21.9	11.7	16.4	136.3	2.5	
10月	14.9	4.4	9.4	105.8	2.9	2
11月	6.2	-1.5	2.3	114.5	3.4	27
12月	-0.8	-8.0	-4.2	102.4	3.1	58

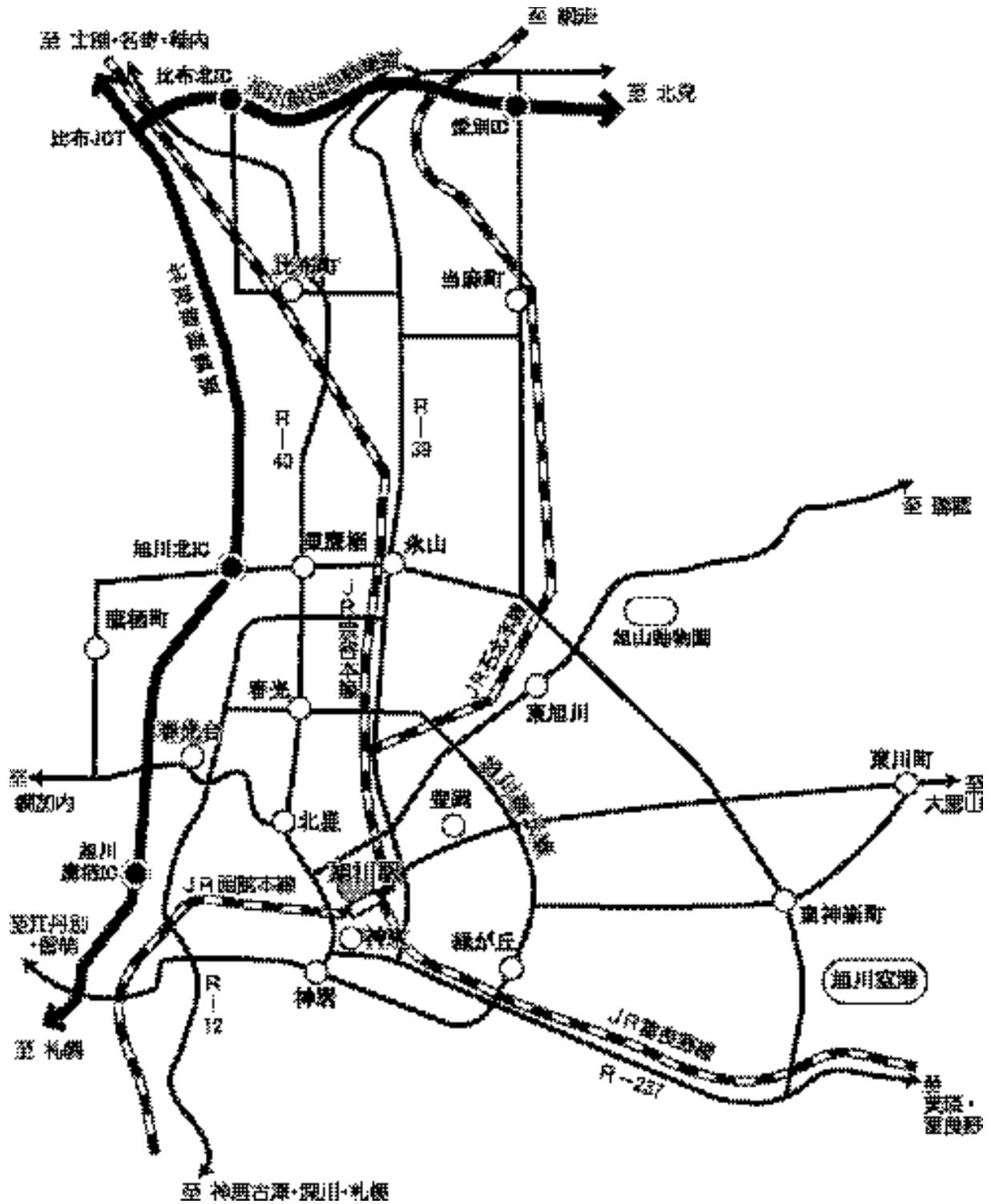
(資料：旭川地方気象台)

## 第 1 【総論に関すること】

1 - 3 市と周辺市町



1 - 4 市域の道路・鉄道地図



## 第 2

# 平素からの備えや予防 に関すること

2 - 1 市の各部局課における平素の業務

部局名	平 素 の 業 務
防災安全部 (防災課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護に関する総合調整に関すること。</li> <li>・ 国民保護協議会の運営に関すること。</li> <li>・ 市国民保護計画に関すること。</li> <li>・ 初動体制及び職員の参集基準に関すること。</li> <li>・ 通信体制の整備に関すること。</li> <li>・ 警報の伝達・避難の指示の伝達・緊急通報の伝達の整備に関すること。</li> <li>・ 道・指定地方行政機関・指定地方公共機関等との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 国民保護に関する情報の収集に関すること。</li> <li>・ 安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。</li> <li>・ 被災情報の収集体制の整備に関すること。</li> <li>・ 物資及び資機材（他の部局に属さないもの）の備蓄に関すること。</li> <li>・ 国民保護の市民への啓発に関すること。</li> <li>・ 訓練に関すること。</li> <li>・ 協力機関等（他部局に属さないもの）との連携（協定）に関すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員研修に関すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
行財政改革 推進部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市情報システムの維持・管理に関すること。</li> <li>・ 情報セキュリティーに関すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の相談窓口体制の整備に関すること。</li> <li>・ 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 市民広報の体制整備に関すること。</li> <li>・ 警報の伝達・避難の指示の伝達・緊急通報の伝達の整備に関すること。</li> <li>・ 外国人への情報提供及び相談に関すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
いじめ防止対 策推進部, 女性 活躍推進部, 農 業委員会事務 局, 選挙管理委 員会事務局, 監 査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所の運営体制の整備に関すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画等に関すること。</li> <li>・ 空港の維持・整備に関すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
税務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害家屋等の被害状況の調査体制の整備に関すること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア団体（自主防災組織を除く）に対する支援に関すること。</li> <li>・ 避難所の運営体制の整備に関すること。</li> </ul>

第2【平素からの備えや予防に関すること】

部局名	平 素 の 業 務
市民生活部	・ 警報の伝達・避難の指示の伝達・緊急通報の伝達の整備に関する事 など
環境部	・ 廃棄物の処理に関する事。 など
福祉保険部	・ 要配慮者・避難行動要支援者への救援体制の整備に関する事。 ・ 日本赤十字社に関する事。 など
保健所	・ 旭川市医師会及び歯科医師会との連絡調整に関する事。 など
子育て支援部	・ 応急保育に関する事。 など
観光スポーツ部	・ 観光客への情報提供及び相談に関する事。 ・ 応急生活物資等の保管体制の整備に関する事。 など
経済部	・ 応急食料及び生活必需品の調達体制の整備に関する事。 ・ 協力機関等との連携（協定）に関する事。 など
農政部	・ 農作物・家畜及び林野の被害調査体制の整備に関する事。 など
建築部	・ 緊急輸送道路及び避難候補道路の整備・点検に関する事。 ・ 建築資機材等の供給体制整備に関する事。 など
土木部	・ 道路情報の収集に関する事。 ・ 道路・橋梁・河川及び排水路等の応急修理体制の整備に関する事。 など
市立旭川病院	・ 医療体制及び医薬品等供給体制の整備に関する事。 ・ 医療機関との連携に関する事。 など
消防本部	・ 消火・救急・救助活動体制に関する事。 ・ 初動体制及び職員の参集基準の整備に関する事。 ・ 消防団の充実・活性化に関する事。 ・ 医療機関との連携に関する事。 ・ 消防機関の連携体制の整備に関する事。 ・ 自主防災組織に対する支援に関する事。 ・ 通信体制の整備に関する事。 ・ 避難誘導に関する事。 など
学校教育部 社会教育部	・ 所管施設の整備に関する事。 ・ 児童生徒等の安全体制の整備に関する事。 など
上下水道部	・ 水の安定供給に関する事。 ・ 応急給水に関する事。 など
議会事務局	・ 議会との連絡調整に関する事。 など
会計課	・ 国民保護措置に係る経費の出納に関する事。 など

第2【平素からの備えや予防に関すること】

2-2 避難施設一覧

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第148条第1項の規定により、北海道知事の指定を受けた避難施設については次のとおり。

(R6.4.1 現在)

名 称	町丁目・番(番地)・号	コンク	24時間避	地下への
		リート造	難可能な施	避難が可能
		1	設 2	な施設
日章小学校校舎	6条通5丁目			
日章小学校屋内体育館	6条通5丁目			
日章小学校グラウンド	6条通5丁目			
青雲小学校校舎	曙1条2丁目			
青雲小学校屋内体育館	曙1条2丁目			
青雲小学校グラウンド	曙1条2丁目			
新町小学校校舎	4条3丁目			
新町小学校屋内体育館	4条3丁目			
新町小学校グラウンド	4条3丁目			
旭川高等支援学校	5条5丁目			
旭川高等支援学校屋内体育館	5条5丁目			
旭川高等支援学校グラウンド	5条5丁目			
旭川商業高等学校校舎	曙3条3丁目			
旭川商業高等学校屋内体育館	曙3条3丁目			
旭川商業高等学校校舎グラウンド	曙3条3丁目			
知新小学校校舎	8条通13丁目			
知新小学校屋内体育館	8条通13丁目			
知新小学校グラウンド	8条通13丁目			
中央中学校校舎	10条通11丁目			
中央中学校屋内体育館	10条通11丁目			
中央中学校グラウンド	10条通11丁目			
旧北都中学校校舎	7条通16丁目			
旧北都中学校屋内体育館	7条通16丁目			
旧北都中学校グラウンド	7条通16丁目			
旭川東高等学校校舎	6条通11丁目			
旭川東高等学屋内体育館	6条通11丁目			
旭川東高等学グラウンド	6条通11丁目			
朝日小学校校舎	5条通21丁目			
朝日小学校屋内体育館	5条通21丁目			
朝日小学校グラウンド	5条通21丁目			
啓明小学校校舎	南2条通22丁目			
啓明小学校屋内体育館	南2条通22丁目			
啓明小学校グラウンド	南2条通22丁目			
東町小学校校舎	豊岡3条1丁目			
東町小学校屋内体育館	豊岡3条1丁目			
東町小学校グラウンド	豊岡3条1丁目			
千代田小学校校舎	東光8条3丁目			
千代田小学校屋内体育館	東光8条3丁目			
千代田小学校グラウンド	東光8条3丁目			

- 1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
- 2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

第2【平素からの備えや予防に関すること】

名 称	町丁目・番(番地)・号	コンク	24時間避	地下への
		リート造 1	難可能な施 設 2	避難が可能 な施設
豊岡小学校校舎	豊岡10条3丁目			
豊岡小学校屋内体育館	豊岡10条3丁目			
豊岡小学校グラウンド	豊岡10条3丁目			
光陽中学校校舎	豊岡3条1丁目			
光陽中学校屋内体育館	豊岡3条1丁目			
光陽中学校グラウンド	豊岡3条1丁目			
東光中学校校舎	東光8条2丁目			
東光中学校屋内体育館	東光8条2丁目			
東光中学校グラウンド	東光8条2丁目			
旭川龍谷高等学校体育館	東旭川町共栄15-2			
東部住民センター	東光5条2丁目			
豊岡地区センター	豊岡11条3丁目			
啓明地区センター	南5条通25丁目			
正和小学校校舎校舎	大雪通8丁目			
正和小学校屋内体育館	大雪通8丁目			
正和小学校グラウンド	大雪通8丁目			
東五条小学校校舎	東5条5丁目			
東五条小学校屋内体育館	東5条5丁目			
東五条小学校グラウンド	東5条5丁目			
新富小学校校舎	新富2条2丁目			
新富小学校屋内体育館	新富2条2丁目			
新富小学校グラウンド	新富2条2丁目			
明星中学校校舎	東5条1丁目			
明星中学校屋内体育館	東5条1丁目			
明星中学校グラウンド	東5条1丁目			
新旭川地区センター	東6条4丁目			
大有小学校校舎	旭町1条6丁目			
大有小学校屋内体育館	旭町1条6丁目			
大有小学校グラウンド	旭町1条6丁目			
近文小学校校舎	緑町17丁目			
近文小学校屋内体育館	緑町17丁目			
近文小学校グラウンド	緑町17丁目			
大町小学校校舎	大町1条1丁目			
大町小学校屋内体育館	大町1条1丁目			
大町小学校グラウンド	大町1条1丁目			
北光小学校校舎	旭町1条16丁目			
北光小学校屋内体育館	旭町1条16丁目			
北光小学校グラウンド	旭町1条16丁目			
北門中学校校舎	錦町15丁目			
北門中学校屋内体育館	錦町15丁目			
北門中学校グラウンド	錦町15丁目			
旭川西高等学校校舎	川端町5条9丁目1-8			
旭川西高等学校屋内体育館	川端町5条9丁目1-8			
旭川西高等学校グラウンド	川端町5条9丁目1-8			

- 1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物  
 2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

## 第2【平素からの備えや予防に関すること】

名 称	町丁目・番(番地)・号	コンク	24時間避	地下への
		リート造	難可能な施	避難が可能
		1	設 2	な施設
旭川明成高等学校体育館	緑町14丁目			
北星地区センター	旭町2条8丁目			
旭川盲学校校舎	旭町2条15丁目			
旭川盲学校屋内体育館	旭町2条15丁目			
旭川盲学グラウンド	旭町2条15丁目			
春光小学校校舎	末広1条1丁目			
春光小学校屋内体育館	末広1条1丁目			
春光小学校屋内グラウンド	末広1条1丁目			
末広小学校校舎	末広6条2丁目			
末広小学校屋内体育館	末広6条2丁目			
末広小学校グラウンド	末広6条2丁目			
北鎮小学校校舎	春光6条6丁目			
北鎮小学校屋内体育館	春光6条6丁目			
北鎮小学校グラウンド	春光6条6丁目			
向陵小学校校舎	住吉5条1丁目			
向陵小学校屋内体育館	住吉5条1丁目			
向陵小学校グラウンド	住吉5条1丁目			
高台小学校校舎	春光台1条3丁目			
高台小学校屋内体育館	春光台1条3丁目			
高台小学校グラウンド	春光台1条3丁目			
北星中学校校舎	住吉5条1丁目			
北星中学校屋内体育館	住吉5条1丁目			
北星中学校グラウンド	住吉5条1丁目			
六合中学校校舎	末広3条2丁目			
六合中学校屋内体育館	末広3条2丁目			
六合中学校グラウンド	末広3条2丁目			
啓北中学校校舎	春光2条7丁目			
啓北中学校屋内体育館	春光2条7丁目			
啓北中学校グラウンド	春光2条7丁目			
春光台中学校校舎	春光台5条3丁目			
春光台中学校屋内体育館	春光台5条3丁目			
春光台中学校グラウンド	春光台5条3丁目			
旭川北高等学校校舎	花咲町3丁目			
旭川北高等学校屋内体育館	花咲町3丁目			
旭川北高等学校グラウンド	花咲町3丁目			
旭川藤星高等学校体育館	花咲町6丁目			
旭川実業高等学校第1体育館	末広8条1丁目			
旭川実業高等学校第2体育館	末広8条1丁目			
北部住民センター	春光5条4丁目			
春光台地区センター	春光台3条5丁目			
旭川聾学校校舎	住吉5条2丁目8番20号			
旭川聾学校屋内体育館	住吉5条2丁目8番20号			
旭川聾学校グラウンド	住吉5条2丁目8番20号			

- 1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
- 2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

## 第2【平素からの備えや予防に関すること】

名 称	町丁目・番(番地)・号	コンク	24時間避	地下への
		リート造	難可能な施	避難が可能
		1	設 2	な施設
旭川養護学校校舎	春光台2条1丁目1番8号			
旭川養護学校屋内体育館	春光台2条1丁目1番8号			
神居小学校校舎	神居4条6丁目			
神居小学校屋内体育館	神居4条6丁目			
神居小学校グラウンド	神居4条6丁目			
神居東小学校校舎	神居1条17丁目			
神居東小学校屋内体育館	神居1条17丁目			
神居東小学校グラウンド	神居1条17丁目			
雨紛小学校校舎	神居町雨紛380			
雨紛小学校屋内体育館	神居町雨紛380			
雨紛小学校グラウンド	神居町雨紛380			
富沢小学校校舎	神居町富沢			
富沢小学校屋内体育館	神居町富沢			
富沢小学校グラウンド	神居町富沢			
台場小学校校舎	神居町台場274			
台場小学校屋内体育館	神居町台場274			
台場小学校グラウンド	神居町台場274			
旧神居古潭小(併設旧神居古潭中)校舎	神居町神居古潭638			
旧神居古潭小(併設旧神居古潭中)屋内体育館	神居町神居古潭638			
旧神居古潭小(併設旧神居古潭中)グラウンド	神居町神居古潭638			
忠和小学校校舎	忠和4条4丁目			
忠和小学校屋内体育館	忠和4条4丁目			
忠和小学校グラウンド	忠和4条4丁目			
神居中学校校舎	神居4条5丁目			
神居中学校屋内体育館	神居4条5丁目			
神居中学校グラウンド	神居4条5丁目			
忠和中学校校舎	忠和1条4丁目			
忠和中学校屋内体育館	忠和1条4丁目			
忠和中学校グラウンド	忠和1条4丁目			
旧旭川北都商業高校校舎	台場2条1丁目			
旧旭川北都商業高校屋内体育館	台場2条1丁目			
旧旭川北都商業高校グラウンド	台場2条1丁目			
セルブ豊里(旧豊里小中学校)	神居町豊里130番地1			
西神居会館	神居町神居古潭50-26			
神居公民館上雨紛分館	神居町上雨紛			
神居住民センター	神居2条17丁目			
忠和地区センター	忠和5条5丁目			

- 1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
- 2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

## 第2【平素からの備えや予防に関すること】

名 称	町丁目・番(番地)・号	コンクリート造 1	24時間避難可能な施設 2	地下への避難が可能な施設
永山町小学校校舎	永山5条18丁目			
永山町小学校屋内体育館	永山5条18丁目			
永山町小学校グラウンド	永山5条18丁目			
永山東小学校校舎	永山町13丁目			
永山東小学校屋内体育館	永山町13丁目			
永山東小学校グラウンド	永山町13丁目			
永山西小学校校舎	永山7条11丁目			
永山西小学校屋内体育館	永山7条11丁目			
永山西小学校グラウンド	永山7条11丁目			
永山南小学校校舎	永山9条6丁目			
永山南小学校屋内体育館	永山9条6丁目			
永山南小学校グラウンド	永山9条6丁目			
永山中学校校舎	永山7条19丁目			
永山中学校屋内体育館	永山7条19丁目			
永山中学校グラウンド	永山7条19丁目			
永山南中学校校舎	永山町5丁目			
永山南中学校屋内体育館	永山町5丁目			
永山南中学校グラウンド	永山町5丁目			
旭川志峯高等学校第1体育館	永山7条16丁目			
旭川志峯高等学校第2体育館	永山7条16丁目			
旭川農業高等学校校舎	永山町14丁目153番地			
旭川農業高等学校屋内体育館	永山町14丁目153番地			
旭川農業高等学校グラウンド	永山町14丁目153番地			
旭川永嶺高等学校校舎	永山町3丁目102番地			
旭川永嶺高等学校屋内体育館	永山町3丁目102番地			
旭川永嶺高等学校グラウンド	永山町3丁目102番地			
旭川市立大学及び短期大学部第1体育館	永山3条23丁目			
旭川市立大学及び短期大学部第2体育館	永山3条23丁目			
永山住民センター	永山7条4丁目			
江丹別小学校(併設江丹別中)校舎	江丹別町中央			
江丹別小学校(併設江丹別中)屋内体育館	江丹別町中央			
江丹別小学校(併設江丹別中)グラウンド	江丹別町中央			
嵐山小学校(併設嵐山中)校舎	江丹別町嵐山143			
嵐山小学校(併設嵐山中)屋内体育館	江丹別町嵐山143			
嵐山小学校(併設嵐山中)グラウンド	江丹別町嵐山143			
旭川小学校校舎	東旭川南1条6丁目			
旭川小学校屋内体育館	東旭川南1条6丁目			
旭川小学校グラウンド	東旭川南1条6丁目			
旧旭川第1小学校校舎	東旭川町米原713			
旧旭川第1小学校屋内体育館	東旭川町米原713			
旧旭川第1小学校グラウンド	東旭川町米原713			
旧旭川第2小学校校舎	東旭川町旭正236			
旧旭川第2小学校屋内体育館	東旭川町旭正236			
旧旭川第2小学校グラウンド	東旭川町旭正236			

- 1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
- 2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

## 第2【平素からの備えや予防に関すること】

名 称	町丁目・番(番地)・号	コンク	24時間避	地下への
		リート造	難可能な施	避難が可能
		1	設 2	な施設
旭川第3小学校校舎	東光8条8丁目			
旭川第3小学校屋内体育館	東光8条8丁目			
旭川第3小学校グラウンド	東光8条8丁目			
旭川第5小学校(併設桜岡中)校舎	東旭川町東桜岡			
旭川第5小学校(併設桜岡中)屋内体育館	東旭川町東桜岡			
旭川第5小学校(併設桜岡中)グラウンド	東旭川町東桜岡			
東栄小学校校舎校舎	東光4条6丁目			
東栄小学校屋内体育館	東光4条6丁目			
東栄小学校グラウンド	東光4条6丁目			
愛宕小学校校舎	豊岡8条6丁目			
愛宕小学校屋内体育館	豊岡8条6丁目			
愛宕小学校グラウンド	豊岡8条6丁目			
東光小学校校舎	東光17条6丁目			
東光小学校屋内体育館	東光17条6丁目			
東光小学校グラウンド	東光17条6丁目			
愛宕東小学校校舎	豊岡7条9丁目			
愛宕東小学校屋内体育館	豊岡7条9丁目			
愛宕東小学校グラウンド	豊岡7条9丁目			
共栄小学校校舎	豊岡2条10丁目			
共栄小学校屋内体育館	豊岡2条10丁目			
共栄小学校グラウンド	豊岡2条10丁目			
旭川中学校校舎	東旭川南1条6丁目			
旭川中学校屋内体育館	東旭川南1条6丁目			
旭川中学校グラウンド	東旭川南1条6丁目			
旧旭川第2中学校校舎	東旭川町共栄284			
旧旭川第2中学校屋内体育館	東旭川町共栄284			
旧旭川第2中学校グラウンド	東旭川町共栄284			
東陽中学校校舎	豊岡2条7丁目			
東陽中学校屋内体育館	豊岡2条7丁目			
東陽中学校グラウンド	豊岡2条7丁目			
愛宕中学校校舎	豊岡8条10丁目			
愛宕中学校屋内体育館	豊岡8条10丁目			
愛宕中学校グラウンド	豊岡8条10丁目			
東明中学校校舎	東光16条7丁目			
東明中学校屋内体育館	東光16条7丁目			
東明中学校グラウンド	東光16条7丁目			
東旭川公民館日の出分館	東旭川町日の出			
東旭川公民館瑞穂分館	東旭川町瑞穂			
東旭川農村環境改善センター	東旭川町上兵村544番地2			
神楽小学校校舎	神楽5条8丁目			
神楽小学校屋内体育館	神楽5条8丁目			
神楽小学校グラウンド	神楽5条8丁目			

- 1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
- 2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

## 第2【平素からの備えや予防に関すること】

名 称	町丁目・番(番地)・号	コンク	24時間避	地下への
		リート造	難可能な施	避難が可能
		1	設 2	な施設
神楽岡小学校校舎	神楽岡14条3丁目			
神楽岡小学校屋内体育館	神楽岡14条3丁目			
神楽岡小学校グラウンド	神楽岡14条3丁目			
緑が丘小学校校舎	緑が丘3条4丁目			
緑が丘小学校屋内体育館	緑が丘3条4丁目			
緑が丘小学校グラウンド	緑が丘3条4丁目			
神楽中学校校舎	神楽6条12丁目			
神楽中学校屋内体育館	神楽6条12丁目			
神楽中学校グラウンド	神楽6条12丁目			
緑が丘中学校校舎	緑が丘3条4丁目			
緑が丘中学校屋内体育館	緑が丘3条4丁目			
緑が丘中学校グラウンド	緑が丘3条4丁目			
緑新小学校校舎	神楽岡4条5丁目			
緑新小学校屋内体育館	神楽岡4条5丁目			
緑新小学校グラウンド	神楽岡4条5丁目			
旭川南高等学校校舎	緑が丘東3条3丁目			
旭川南高等学校屋内体育館	緑が丘東3条3丁目			
旭川南高等学校グラウンド	緑が丘東3条3丁目			
旭川工業高等学校校舎	緑が丘東4条1丁目			
旭川工業高等学校屋内体育館	緑が丘東4条1丁目			
旭川工業高等学校グラウンド	緑が丘東4条1丁目			
緑が丘住民センター	緑が丘3条3丁目			
神楽岡地区センター	神楽岡12条2丁目			
(道の駅)「あさひかわ」	神楽4条6丁目			
西神楽小学校校舎	西神楽北2条3丁目			
西神楽小学校屋内体育館	西神楽北2条3丁目			
西神楽小学校グラウンド	西神楽北2条3丁目			
旧聖和小学校校舎	西神楽1線18号			
旧聖和小学校屋内体育館	西神楽1線18号			
旧千代ヶ岡小学校校舎	西神楽3線25号			
旧千代ヶ岡小学校屋内体育館	西神楽3線25号			
旧千代ヶ岡小学校グラウンド	西神楽3線25号			
西御料池小学校校舎	西御料1条2丁目			
西御料池小学校屋内体育館	西御料1条2丁目			
西御料池小学校グラウンド	西御料1条2丁目			
西神楽中学校校舎	西神楽南2条4丁目			
西神楽中学校屋内体育館	西神楽南2条4丁目			
西神楽中学校グラウンド	西神楽南2条4丁目			
西神楽公民館就実分館	西神楽1線31号			
西神楽農業構造改善センター	西神楽南2条3丁目			
近文第1小学校校舎	東鷹栖3線10号			
近文第1小学校屋内体育館	東鷹栖3線10号			
近文第1小学校グラウンド	東鷹栖3線10号			

- 1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物  
 2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

## 第2【平素からの備えや予防に関すること】

名 称	町丁目・番（番地）・号	コンク	24時間避	地下への
		リート造	難可能な施	避難が可能
		1	設 2	な施設
近文第2小学校校舎	東鷹栖4線16号			
近文第2小学校屋内体育館	東鷹栖4線16号			
近文第2小学校グラウンド	東鷹栖4線16号			
凌雲小学校校舎	未広1条7丁目			
凌雲小学校屋内体育館	未広1条7丁目			
凌雲小学校グラウンド	未広1条7丁目			
未広北小学校校舎	未広5条11丁目			
未広北小学校屋内体育館	未広5条11丁目			
未広北小学校グラウンド	未広5条11丁目			
東鷹栖中学校校舎	東鷹栖4条5丁目			
東鷹栖中学校屋内体育館	東鷹栖4条5丁目			
東鷹栖中学校グラウンド	東鷹栖4条5丁目			
広陵中学校校舎	未広2条7丁目			
広陵中学校屋内体育館	未広2条7丁目			
広陵中学校グラウンド	未広2条7丁目			
東鷹栖公民館第3分館	東鷹栖10線21号			
東鷹栖農村活性化センター	東鷹栖10線16号			
未広地区センター	未広2条4丁目			
未広地域活動センター	未広東2条9丁目			
常磐公園	常磐公園			
大成公園	8条通14丁目			
きほく公園	9条通22丁目			
豊岡公園	豊岡6条3丁目			
東光ふれあい公園	東光6条4丁目			
東光スポーツ公園	東光21条7丁目～東光27条9丁目			
金星公園	東3条6丁目			
新富公園	新富3条2丁目			
花咲スポーツ公園	花咲町1丁目～5丁目			
旭岡公園	旭岡5丁目			
春光台公園	字近文5,6線3号～5線5号			
春光園	春光5条7丁目			
春の台公園	春光台5条1丁目			
千代の山公園	春光台3条3丁目			
鷹実公園	未広8条3丁目			
忠和公園	神居町忠和			
はす池公園	神居9条6丁目～神居町神岡			
神居東公園	神居4条20丁目			
かむい中央公園	神居2条7丁目			
永山公園	永山9条8丁目			
いこい公園	流通団地3条4丁目			
永楽公園	永山町6丁目			
永山しらかば公園	永山9条1丁目			
永山中央公園	永山6条17丁目及び18丁目			
東光スポーツ公園	東光21条7丁目～東光27条9丁目			

- 1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
- 2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

## 第2【平素からの備えや予防に関すること】

名 称	町丁目・番(番地)・号	コンクリート造 1	24時間避難可能な施設 2	地下への避難が可能な施設
豊岡東公園	豊岡10条9丁目			
東光公園	東光1条8丁目及び東光2条8丁目			
共栄公園	東光6条10丁目			
千代田公園	東光13条8丁目			
東部中央公園	東光18条4丁目及び東光20条-22条5丁目			
東旭川屯田公園	東旭川南1条6丁目			
旭山公園	東旭川町倉沼			
東豊公園	豊岡12条11丁目			
日の出北公園	工業団地5条2丁目			
日の出公園	工業団地3条2丁目			
神楽岡公園	神楽岡公園			
忠別公園	神楽1条6丁目			
神陵公園	緑が丘3条3丁目			
緑の沢公園	緑が丘東4条及び5条3丁目			
西御料公園	緑が丘南2条1丁目			
旭神中央公園	旭神1条4丁目			
ごりょう公園	西御料2条2丁目			
緑が丘西緑地	緑が丘5条1丁目			
クリスタルパーク	神楽3条7丁目及び8丁目			
西神楽公園	西神楽南1条1丁目			
鷹の巣公園	春光台3条8丁目			
未広中央公園	未広3条10丁目及び11丁目			
未広北公園	未広5条12丁目			
未広東公園	未広東3条5丁目			
東鷹栖いなほ公園	東鷹栖4線10号			
江丹別市民交流センター	江丹別町中央104			
江丹別若者の郷	江丹別町中央104			
嵐山中央会館	江丹別町嵐山			
東光スポーツ公園武道館	東光24条7丁目1			

- 1 鉄筋コンクリート造(RC造)及び鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC造)の建物
- 2 コンクリート造のうち、弾道ミサイル飛来時に24時間避難可能な建物

## 第2【平素からの備えや予防に関すること】

第2【平素からの備えや予防に関すること】

2 - 3 輸送能力

【道内の自動車保有状況（北海道運輸局支局管内別）】

令和6年4月末 単位：台

区分	札幌	函館	旭川	室蘭	釧路	帯広	北見	計
貨物用	169,474	26,510	55,051	53,378	34,426	44,264	32,371	415,474
乗合用	6,107	943	1,795	1,312	711	844	809	12,521
乗用	934,224	139,358	230,288	177,735	122,640	146,615	109,595	1,860,455
特種 (殊) 用途用	63,368	10,108	21,617	13,063	13,615	18,144	13,481	153,396
小型 二輪車	33,871	4,780	9,728	5,646	4,351	5,064	4,794	68,234
軽 自動車	505,195	125,609	166,523	122,854	91,068	106,927	88,869	1,207,045
合計	1,712,239	307,308	485,002	373,988	266,811	321,858	249,919	3,717,125

資料「自動車保有車両数調べ」(北海道運輸局ホームページ)

【道内（相互間）機関別輸送人員】

令和4年度 単位：千人，%

鉄道・軌道			自動車				船舶	航空	合計
JR	JR 以外	計	乗合 バス	貸切 バス	ハイヤー タクシー	計			
110,830	214,191	325,021	144,360	8,741	65,420	218,521	933	732	545,207
20.3	39.3	59.6	26.5	1.6	12.0	40.1	0.2	0.1	100.0

上段：輸送人員，下段：シェア

資料「北海道の交通の状況」(北海道総合政策部交通政策局ホームページ)

【乗合バス事業の概要】

令和4年度

事業者数	車両数	路線キロ (km)	走行キロ (千km)	輸送人員 (千人)
102	3,888	31,141	145,036	144,360

資料「北海道の交通の状況」(北海道総合政策部交通政策局ホームページ)



## 2 - 4 関係機関との協定

## 【旭川市締結協定】

(R3.5.10 現在)

分野	協定名称	協定締結先
行政関係	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道及び全道179市町村
情報・広報 対策関係	災害等における緊急放送に関する協定	旭川ケーブルテレビ株式会社
	災害等における緊急放送に関する協定	株式会社旭川シティネットワークコミュニティ放送FMリバー
	災害等における緊急放送に関する協定	株式会社アイケム
医療救護 対策関係	災害時における衛生材料等物資供給の協力に関する協定	株式会社メディセオ
物資等供給 対策関係	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	旭川レンタカー協会
	災害時における物資調達に関する協定	株式会社片桐紙器
建築士土木 対策関係	災害等の発生時における旭川市と社団法人北海道エルピーガス協会上川支部の応急・復旧活動の支援に関する協定	一般社団法人 北海道エルピーガス協会上川支部
輸送対策関係	災害時における物資の保管等に関する協定	道北倉庫協会
他の応急 対策関係	災害発生時における旭川市と旭川市内郵便局の協力に関する協定	旭川市内郵便局

第2【平素からの備えや予防に関すること】

【北海道締結協定】

(R3.5.10 現在)

分野	協定名称	協定締結先
行政関係	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道及び全道179市町村
食料・飲料 ・生活物資 の供給等	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コ・コーポリング(株)
	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	(株)セコマ
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂
	災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	DCM ホーマック(株)
	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート
救助・救援等 の支援	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO法人日本レスキュー協会
	災害時における動物救護に関する協定	(公社)隊友会北海道隊友会連合会
住宅の支援	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取引業協会
	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
輸送	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社)北海道トラック協会
	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会
	災害時における輸送車両提供の協定に関する協定	北海道地区いとか-協会連合会
その他	災害時における石油類燃料の提供等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会
備考	: 帰宅支援を含む協定	

\* 上記のほか、災害時における協定は、市地域防災計画資料編による。

## 第 3

武力攻撃事態等への対処

に関すること

3 - 1 市の体制及び職員の参集基準等

【市の配備体制及び参集基準】

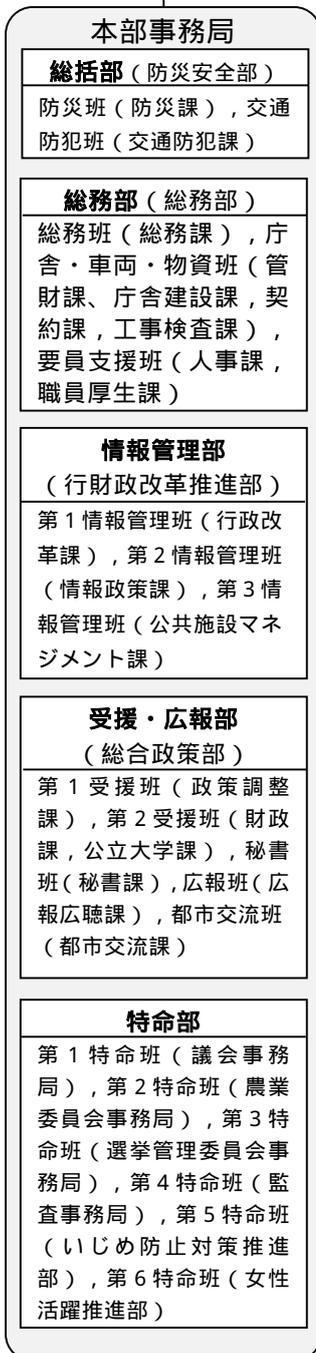
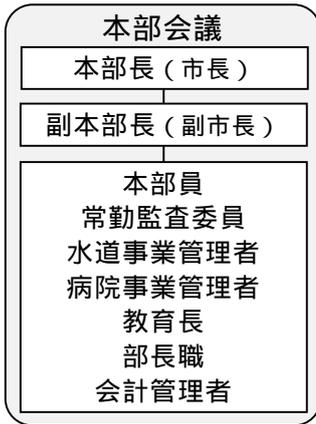
配備体制	事態の状況	参集基準及び業務
担当課体制	国、道から警戒体制の強化等を求める通知はないが、今後警戒体制をとる必要が見込まれるような場合	防災安全部防災課長が指定する防災課国民保護担当職員及び事態に応じた関係職員が参集し、主として情報の収集に当たる。
緊急事態連絡室体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国から道を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合</li> <li>2 政府による武力攻撃事態等の認知が行われたが、本市に関しては対策本部を設置すべき指定がなかった場合</li> <li>3 市内又は隣接市町村で、武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生した場合</li> <li>4 その他、市長が必要であると認める場合</li> </ol>	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じて各部長（各本部員）が指定する人員を配置し、全庁的な情報の収集・伝達及び警戒等に当たる。
市国民保護対策本部体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁あげての対応が必要な場合</li> <li>2 市対策本部を設置すべき市の指定の追加（法25）を、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び道知事を通じて市の指定の通知を受けた場合</li> </ol>	全ての市職員が本庁に参集する。

【市国民保護対策本部長の権限の委任】

<p>第1位 副本部長（防災安全部の事務を担当する副市長）</p> <p>第2位 副本部長（他の副市長）</p> <p>第3位 防災安全部長</p> <p>第4位 総務部長</p> <p>*本部員（各部の長）の代替は、各部ごとに本部員代理を定める。</p>
--

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

3 - 2 市国民保護対策本部の組織図



各部

地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課)，都市計画班(都市計画課)，交通空港班(交通空港課)
調査部 (税務部)	調査庶務班(税制課)，第1調査班(市民税課)，第2調査班(資産税課)，第3調査班(納税管理課)，第4調査班(納税推進課)
避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課)，第2避難班(市民課)，地域活動推進班(地域活動推進課)，支所班(各支所)
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班，ごみ収集班，ごみ処理班(環境総務課，廃棄物政策課，清掃施設整備課，廃棄物処理課，環境指導課，クリーンセンター)
援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課)，第2援護班(長寿社会課，介護保険課)，第3援護班(障害福祉課)，第4援護班(国民健康保険課)，第5援護班(指導監査課)，第6援護班(生活支援課)，第7援護班(保護第1課)，第8援護班(保護第2課)，第9援護班(保護第3課)
保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課)，第2保健班(保健予防課)，第3保健班(健康推進課)，第4保健班(衛生検査課，動物愛護センター)，第5保健班(食肉衛生検査所)
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課，子育て助成課，こども育成課，おやこ応援課，子ども総合相談センター，愛育センター)
観光支援部 (観光スポーツ部)	観光支援班(観光課)，物資管理班(スポーツ推進課，スポーツ施設整備課)
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課，経済交流課)，第2食料物資班(産業振興課，企業立地課，工芸センター)，工業技術センター、旭山動物園
農政部 (農政部)	農政班(農政課)，農業振興班(農業振興課)，農林整備班(農林整備課)，農業センター
建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課，市営住宅課)，建築調査班(建築指導課)，建築班(公共建築課，設備課)
土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課)，第2土木班(土木管理課)，第3土木班(用地課)，第4土木班(土木建設課)，第5土木班(公園みどり課)，第6土木班(雪対策課，土木事業所)
医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課)，医事班(医事課，薬剤科，臨床器材科)，医療班(医局，看護部 他)
消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課)，予防指導班(予防指導課)，警防班(警防課)，指令班(指令課)，市民安心班(市民安心課)，南消防班(南消防署)，北消防班(北消防署)，消防特命班(上川消防署、鷹栖消防署)
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課，学校施設課)，第2教育班(学務課，教職員課，教育指導課)，第3教育班(学校保健課)
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課)，第5教育班(文化振興課)，第6教育班(公民館事業課)，第7教育班(中央図書館)，第8教育班(科学館)，第9教育班(博物館)
水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課)，連絡調達班(経営企画課)，現地広報・給水班(管路管理課)，配水調整班(管路管理課，水道施設課)，水源班(浄水課)，下水道班(管路管理課，下水道施設課)，処理場班(下水処理センター)，市民対応班(料金課)
会計部	会計班(会計課)



第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

3 - 3 市各部局課の武力攻撃事態における業務

【市国民保護対策本部における部班の事務分掌】

部	班名（平常時の課）	事務分掌
総括部 （防災安全部）	防災班 （防災課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市国民保護対策本部の総括に関すること。</li> <li>2 市国民保護対策本部の設置，運営及び廃止に関すること。</li> <li>3 自衛隊派遣要請に関すること。</li> <li>4 国及び道に対する要請及び報告に関すること。</li> <li>5 市国民保護対策本部の非常配備体制に関すること。</li> <li>6 気象の予報，特別警報・警報・注意報，情報等の受理及び伝達に関すること。</li> <li>7 被災者相談窓口の開設に関すること。</li> <li>8 日赤救助活動との連絡調整に関すること。</li> <li>9 部内の総括に関すること。</li> </ol>
	交通防犯班 （交通防犯課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置に係る交通対策に関すること。</li> <li>2 市国民保護対策本部の設置，運営及び廃止に関すること。</li> <li>3 国民保護措置に係る防犯に関すること。</li> </ol>
総務部 （総務部）	総務班 （総務課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市国民保護対策本部の庶務及び各部との連絡調整に関すること。</li> <li>2 国民保護協議会及び国民保護関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3 部内の総括に関すること。</li> <li>4 国民保護措置に係る他自治体との連絡調整に関すること。</li> </ol>
	庁舎・車両・物資班 （管財課，庁舎建設課，契約課，工事検査課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置時の車両確保及び配車に関すること。</li> <li>2 応急物資の輸送に関すること。</li> <li>3 市庁舎の応急措置及び復旧対策に関すること。</li> <li>4 燃料の確保に関すること。</li> <li>5 緊急通行車両確認証明書の交付申請に関すること。</li> <li>6 応急物資の購入及び調達に関すること。</li> </ol>
	要員支援班 （人事課，職員厚生課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置時における職員の動員に関すること。</li> <li>2 国民保護措置従事職員への食料及び物資の供給に関すること。</li> <li>3 国民保護措置に係る職員の公務災害補償に関すること。</li> <li>4 職員の安否確認に関すること。</li> </ol>
情報管理部 （行財政改革推進部）	第1情報管理班 （行政改革課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市情報システムの被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 情報の収集及び整理に関すること。</li> <li>3 市国民保護対策本部のネットワークの構築に関すること。</li> <li>4 情報の収集及び整理に関すること。</li> </ol>
	第2情報管理班 （情報政策課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集及び整理に関すること。</li> <li>2 市国民保護対策本部のネットワークの構築に関すること。</li> <li>3 情報の収集及び整理に関すること。</li> </ol>
	第3情報管理班 （公共施設マネジメント課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 情報の収集及び整理に関すること。</li> </ol>

第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

部	班名（平常時の課）	事務分掌
受援・広報部 （総合政策部）	第1受援班 （政策調整課）	1 部内の総括に関すること。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関すること。
	第2受援班（財政課， 公立大学課）	1 国民保護措置に係る財政に関すること。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関すること。
	秘書班 （秘書課）	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 武力攻撃災害見舞者及び視察者の接待に関すること。
	広報班 （広報広聴課）	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 市民広報に関すること。
	都市交流班 （都市交流課）	1 外国人への情報提供及び相談に関すること。 2 市民広報に関すること。
特命部	第1特命班 （議会事務局）	1 部内の総括及び連絡調整に関すること。 2 議長，副議長及び各議員への連絡に関すること。 3 特命事項に関すること。
	第2特命班 （農業委員会事務局）	1 特命事項に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第3特命班 （選挙管理委員会事務局）	1 特命事項に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第4特命班 （監査事務局）	1 特命事項に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第5特命班（いじめ 防止対策推進部）	1 特命事項に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第6特命班（女性活 躍推進部）	1 特命事項に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
地域振興・広 報部 （地域振興 部）	地域振興班 （地域振興課）	1 部内の総括に関すること。 2 部内各班の調整に関すること。
	都市計画班 （都市計画課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 被災宅地の危険度判定に関すること。
	交通空港班 （交通空港課）	1 空港の被害調査及び応急対策に関すること。
調査部 （税務部）	調査庶務班 （税制課）	1 部内の総括に関すること。 2 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。
	第1調査班 （市民税課）	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第2調査班 （資産税課）	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第3調査班 （納税管理課）	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。

第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

部	班名（平常時の課）	事務分掌
	第4調査班 （納税推進課）	1 被災家屋及び当該世帯の被害状況の調査及びその総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
避難部 （市民生活部）	第1避難班 （市民生活課）	1 部内の総括に関すること。 2 避難所の総括，開設及び管理に関すること。 3 火葬場の確保に関すること。 4 被災者の相談に関すること。
	第2避難班 （市民課）	1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 被災者の相談に関すること。
	地域活動推進班（地域活動推進課）	1 住民組織との連絡及び協力に関すること。 2 ボランティアに関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。 4 被災者の相談に関すること。
	支所班 （神居支所，江丹支所，永山支所，東旭川支所，神楽支所，西神楽支所，東鷹栖支所）	1 避難所の開設及び管理に関すること。 2 区域内の広報，被災者相談，各種申請等に関すること。
環境清掃部 （環境部）	環境庶務班 （環境総務課，廃棄物政策課，清掃施設整備課，廃棄物処理課，環境指導課，クリーンセンター）	1 部内の総括に関すること。 2 産業廃棄物（し尿を含む。）の処理方法に関すること。 3 仮設トイレの設置に関すること。
	ごみ収集班 （廃棄物処理課，クリーンセンター）	1 災害廃棄物（し尿を含む。）の収集運搬に関すること。
	ごみ処理班 （廃棄物政策課，廃棄物処理課，環境指導課，クリーンセンター）	1 災害廃棄物（し尿を含む。）の処理に関すること。

第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

部	班名（平常時の課）	事務分掌
援護部 （福祉保険部）	第1 援護班 （福祉保険課）	1 部内の総括に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。 5 ボランティアに関すること。
	第2 援護班 （長寿社会課，介護保険課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。
	第3 援護班 （障害福祉課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。
	第4 援護班 （国民健康保険課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 義援金に関すること。 3 行方不明者の情報収集に関すること。 4 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。
	第5 援護班 （指導監査課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。
	第6 援護班 （生活支援課）	1 危険区域の巡視に関すること。 2 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 3 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 4 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。
	第7 援護班 （保護第1課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。
	第8 援護班 （保護第2課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。
	第9 援護班 （保護第3課）	1 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 2 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 3 遺体の収容，火葬及び埋葬に関すること。
保健部 （保健所）	第1 保健班 （保健総務課）	1 部内の総括に関すること。 2 被災者の医療対策の総括に関すること。 3 旭川市医師会及び旭川歯科医師会との連絡調整に関すること。 4 被災地の医薬品，衛生材料等の需給に関すること。
	第2 保健班 （保健予防課）	1 被災者の健康保持に関すること。 2 所管する要配慮者の保健に関すること。
	第3 保健班 （健康推進課）	1 被災者の健康保持に関すること。 2 所管する要配慮者の保健に関すること。
	第4 保健班 （衛生検査課，動物愛護センター）	1 被災地の防疫に関すること。 2 ペット対策に関すること。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関すること。

第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

部	班名（平常時の課）	事務分掌
	第5保健班 （食肉衛生検査所）	1 施設の被災調査及び応急対策に関すること。
子育て支援部 （子育て支援部）	子育て支援班 （子育て支援課，子育て助成課，こども育成課，おやこ応援課，子ども総合相談センター，愛育センター）	1 部内の総括に関すること。 2 応急保育に関すること。 3 園児の安否確認及び保護に関すること。 4 危険区域の巡視に関すること。 5 要配慮者及び避難行動要支援者の安否確認並びに保護に関すること。 6 避難行動要支援者の避難支援に関すること。 7 避難所の開設及び管理に関すること。
観光支援部 （観光スポーツ部）	観光支援班 （観光課）	1 部内の総括に関すること。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関すること。 3 物資保管センターの確保及び運営に関すること。
	物資管理班 （スポーツ推進課，スポーツ施設整備課）	1 物資保管センターの確保及び運営に関すること。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関すること。
食料物資部 （経済部）	第1食料物資班 （経済総務課，経済交流課）	1 部内の総括に関すること。 2 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関すること。 3 市民が使用する燃料の確保に関すること。
	第2食料物資班 （産業振興課，企業立地課，工芸センター）	1 応急食料及び生活必需品の調達並びに供給に関すること。 2 市民が使用する燃料の確保に関すること。 3 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。
	工業技術センター	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。
	旭山動物園	1 来園者の安否確認及び保護に関すること。
農政部 （農政部）	農政班 （農政課）	1 部内の総括に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。 3 応急食料の調達及び供給に関すること。
	農業振興班 （農業振興課）	1 応急食料の調達及び供給に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。 3 家畜対策に関すること。
	農林整備班 （農林整備課）	1 応急食料の調達及び供給に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。
	農業センター	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 被災農家の支援に関すること。

第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

部	班名（平常時の課）	事務分掌
建築部 （建築部）	住宅班 （建築総務課、市営住宅課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の総括に関すること。</li> <li>2 応急仮設住宅入居者の決定に関すること。</li> <li>3 応急仮設住宅の管理に関すること。</li> </ol>
	建築調査班 （建築指導課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災建築物の応急危険度判定及び応急対策に関すること。</li> <li>2 国民保護法の救援の実施時における住宅の応急修理に関すること。</li> </ol>
	建築班 （公共建築課，設備課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急仮設住宅の設置に関すること。</li> <li>2 避難所及び救護所の応急措置等に関すること。</li> <li>3 公共施設の危険度判定及び応急対策に関すること。</li> </ol>
土木部 （土木部）	第1土木班 （土木総務課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の総括に関すること。</li> <li>2 応急資材の調達及び配分に関すること。</li> </ol>
	第2土木班 （土木管理課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通規制等の措置に関すること。</li> </ol>
	第3土木班 （用地課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険区域の巡視に関すること。</li> </ol>
	第4土木班 （土木建設課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路，橋りょう，河川等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 道路・河川関係の武力攻撃災害復旧工事に関すること。</li> </ol>
	第5土木班 （公園みどり課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公園，緑地等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2 危険区域の巡視に関すること。</li> </ol>
	第6土木班 （雪対策課，土木事業所）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路，橋りょう，河川，排水路等の応急修理に関すること。</li> <li>2 障害物の除去に関すること。</li> <li>3 緊急除雪に関すること。</li> <li>4 危険区域の巡視に関すること。</li> </ol>
医療部（市立旭川病院事務局）	医療庶務班 （経営管理課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の総括に関すること。</li> <li>2 災害情報の受理，収集及び報告に関すること。</li> <li>3 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。</li> <li>4 被災者の応急医療及び収容の事務に関すること。</li> </ol>
	医事班 （医事課，薬剤科，臨床器材科）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救護所の設置及び管理に関すること。</li> <li>2 入院患者及び通院患者の避難誘導に関すること。</li> <li>3 医療，歯科医療及び助産の薬品並びに資器材等の調達に関すること。</li> </ol>
	医療班 （医局，看護部他）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の応急医療救護，収容，介助及び看護に関すること。</li> <li>2 入院患者及び通院患者の避難誘導並びに救護に関すること。</li> <li>3 助産に関すること。</li> </ol>

第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

部	班名（平常時の課）	事務分掌
消防部 （消防本部）	消防庶務班 （総務課）	1 部内の総括に関すること。 2 緊急必要資材の調達及び補給に関すること。
	予防指導班 （予防指導課）	1 武力攻撃災害の予防広報及び警戒広報に関すること。 2 武力攻撃災害の記録に関すること。 3 武力攻撃災害の情報収集及び連絡報告に関すること。
	警防班 （警防課）	1 武力攻撃災害活動の記録に関すること。 2 消防機関への応援要請に関すること。 3 消防用車両の配車計画に関すること。 4 水防に関すること。 5 医療機関との連携に関すること。
	指令班 （指令課）	1 通信の運用及び確保に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。
	市民安心班 （市民安心課）	1 消防団員の動員に関すること。 2 消防団員の公務災害補償に関すること。 3 武力攻撃災害の予防広報及び警戒広報に関すること。 4 武力攻撃災害の情報収集及び連絡報告に関すること。
	南消防班 （南消防署）	1 武力攻撃災害の防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。
	北消防班 （北消防署）	1 武力攻撃災害の防御に関すること。 2 消防部隊の指揮に関すること。 3 人命救助及び破壊消防に関すること。 4 区域内の消防活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。
	消防特命班 （上川消防署，鷹栖消防署）	1 部内の緊急応援に関すること。 2 その他特命事項に関すること。
第1教育部 （学校教育部）	第1教育班 （教育政策課、学校施設課）	1 部内の総括に関すること。 2 各学校及び教育関係機関との連絡調整に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。
	第2教育班 （学務課，教職員課，教育指導課）	1 児童及び生徒の安否確認に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 避難所の開設及び管理に関すること。
	第3教育班 （学校保健課）	1 被災児童、生徒及び学校施設の衛生管理に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
第2教育部 （社会教育部）	第4教育班 （社会教育課）	1 部内の総括に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第5教育班 （文化振興課）	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第6教育班 （公民館事業課）	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第7教育班 （中央図書館）	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第8教育班 （科学館）	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。
	第9教育班 （博物館）	1 施設利用者の安否確認及び保護に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。

第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

部	班名（平常時の課）	事務分掌
水道部 （上下水道部）	水道総務班 （総務課）	1 部内の総括に関すること。 2 人員，車両等の調達及び確保に関すること。 3 武力攻撃災害情報の受理，収集及び報告に関すること。 4 関係機関等との連絡調整及び応援の要請・受入れに関すること。
	連絡調達班 （経営企画課）	1 住民組織との連絡調整に関すること。 2 応急資材の調達に関すること。
	現地広報・給水班 （管路管理課）	1 飲料水の応急給水及び広報活動に関すること。
	配水調整班 （管路管理課，水道施設課）	1 配水管等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。
	水源班 （浄水課）	1 浄水場施設等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。
	下水道班 （管路管理課，下水道施設課）	1 下水道管渠等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。
	処理場班 （下水処理センター）	1 下水処理場等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。
会計部 （会計課）	市民対応班 （料金課）	1 上下水道の市民対応に関すること。
	会計班 （会計課）	1 国民保護措置に係る経費の出納に関すること。 2 避難所の開設及び管理に関すること。

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属員の安否及び参集状況の把握に関すること。</li> <li>・所管の被害調査，応急対策，復旧等に関すること。</li> <li>・本部長の特命事項に関すること。</li> </ul>
------	---

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

#### 3 - 4 国民保護計画項目（見出し）別担当部局（課）

番号	頁	編	章	第	見出し	担当部局（課）
		第2編	平素からの備えや予防			
			第1章	組織・体制の整備等		
				第1	組織・体制の整備	
1	51	第2編	第1章		1 各部局における平素の業務	《関係各課》
					2 職員の参集基準等	
2	51	第2編	第1章	第1	(1)職員の迅速な参集体制の整備	《関係各課》 防災安全部（防災課）
3	51	第2編	第1章	第1	2 (2) 24時間即応体制の確立	防災安全部（防災課），消防本部（総務課・指令課）
4	51	第2編	第1章	第1	2 (3)市の体制及び職員の参集基準等	防災安全部（防災課）
5	52	第2編	第1章	第1	2 (4)幹部職員等への連絡手段の確保	《関係各課》 防災安全部（防災課）
6	52	第2編	第1章	第1	2 (5)幹部職員等の参集が困難な場合の対応	《関係各課》 防災安全部（防災課）
7	52	第2編	第1章	第1	2 (6)職員の所掌基準	《関係各課》 防災安全部（防災課）
8	53	第2編	第1章	第1	2 (7)交代要員等の確保	《関係各課》 防災安全部（防災課）
					3 消防機関の体制	
9	53	第2編	第1章	第1	(1)消防本部及び消防署における体制	消防本部（総務課・警防課・消防署）
10	53	第2編	第1章	第1	3 (2)消防団の充実・活性化の推進等	消防本部（市民安心課）
					4 国民の権利利益の救済に係る手続等	
11	53	第2編	第1章	第1	(1)国民の権利利益の迅速な救済	総合政策部（政策調整課） 総務部（総務課・管財課） 土木部（用地課） 《関係各課》
12	54	第2編	第1章	第1	4 (2)国民の権利利益の救済の手続に関する文書の保存	総務部（総務課） 《関係各課》
					第2 関係機関との連携体制の整備	
					1 基本的考え方	
13	55	第2編	第1章		(1)防災のための連携体制の活用	防災安全部（防災課）
14	55	第2編	第1章	第2	1 (2)関係機関の計画との整合性の確保	防災安全部（防災課）
15	55	第2編	第1章	第2	1 (3)関係機関相互の意思疎通	防災安全部（防災課）
					2 道との連携	
16	55	第2編	第1章	第2	(1)道の連絡先の把握等	防災安全部（防災課）
17	55	第2編	第1章	第2	2 (2)道との情報共有	防災安全部（防災課）
18	55	第2編	第1章	第2	2 (3)道の行う国民保護措置との整合性の確保	防災安全部（防災課）
19	56	第2編	第1章	第2	2 (4)道警察との連携	土木部（土木管理課）
					3 他の市町村との連携	
20	56	第2編	第1章	第2	(1)他の市町村との連携	防災安全部（防災課）
21	56	第2編	第1章	第2	3 (2)消防機関の連携体制の整備	消防本部（警防課）
					4 指定公共機関等との連携	
22	56	第2編	第1章	第2	(1)指定公共機関等の連絡先の把握	防災安全部（防災課）
23	56	第2編	第1章	第2	4 (2)医療機関との連携	保健所（保健総務課・医務薬務課） 市立旭川病院（経営管理課） 防災安全部（防災課），消防本部（警防課）
24	56	第2編	第1章	第2	4 (3)関係機関との協定の締結等	総務部（管財課） 保健所（保健総務課・医務薬務課） 経済部（経済総務課） 防災安全部（防災課），消防本部（総務課・予防指導課） 《関係各課》
					5 自主防災組織，ボランティア団体等に対する支援	
25	57	第2編	第1章	第2	(1)自主防災組織等に対する支援	防災安全部（防災課），消防本部（市民安心課）

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

番号	頁	編	章	第	見出し	担当部局(課)
26	57	第2編	第1章	第2	5 (2)自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援	市民生活部(地域活動推進課), 総合政策部(政策調整課), 福祉保険部(福祉保険課), 子育て支援部(子育て支援課), 消防本部(市民安心課)
				第3	通信の確保	
27	58	第2編	第1章		(1)非常通信体制の整備	防災安全部(防災課), 消防本部(指令課)
28	58	第2編	第1章	第3	(2)非常通信体制の確保	消防本部(指令課)
				第4	情報収集・提供等の体制整備	
					1 基本的考え方	
29	59	第2編	第1章		(1)情報収集・提供のための体制の整備	《関係各課》 防災安全部(防災課)
30	59	第2編	第1章	第4	1 (2)体制の整備に当たっての留意事項	《関係各課》 防災安全部(防災課)
31	60	第2編	第1章	第4	1 (3)情報の共有	防災安全部(防災課)
					2 警報等の伝達に必要な準備	
32	60	第2編	第1章	第4	(1)警報の伝達体制の整備	市民生活部(市民生活課), 総合政策部(政策調整課, 都市交流課), 福祉保険部(福祉保険課・長寿社会課・介護保険課・障害福祉課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
33	60	第2編	第1章	第4	2 (2)防災行政無線の整備	防災安全部(防災課)
34	60	第2編	第1章	第4	2 (3)道警察との連携	防災安全部(防災課)
35	60	第2編	第1章	第4	2 (4)国民保護に係るサイレン音の住民への周知	防災安全部(防災課)
36	60	第2編	第1章	第4	2 (5)大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備	《関係各課》 防災安全部(防災課)
37	60	第2編	第1章	第4	2 (6)民間事業者からの協力の確保	防災安全部(防災課), 消防本部(予防指導課) 《関係各課》
					3 安否情報の収集, 整理及び提供に必要な準備	
38	62	第2編	第1章	第4	(1)安否情報の種類, 収集及び報告の様式	行財政改革推進部(情報政策課) 市民生活部(市民生活課・市民課) 福祉保険部(福祉保険課) 保健所(保健総務課・医務薬務課) 市立旭川病院(医事課) 学校教育部(教育政策課) 防災安全部(防災課)
39	62	第2編	第1章	第4	3 (2)安否情報収集のための体制整備	行財政改革推進部(情報政策課) 市民生活部(市民生活課・市民課) 福祉保険部(福祉保険課) 保健所(保健総務課・医務薬務課) 市立旭川病院(医事課) 学校教育部(教育政策課) 防災安全部(防災課)
40	63	第2編	第1章	第4	3 (3)安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	行財政改革推進部(情報政策課) 市民生活部(市民生活課・市民課) 福祉保険部(福祉保険課) 保健所(保健総務課・医務薬務課・保健予防課・健康推進課・衛生検査課), 市立旭川病院(医事課) 学校教育部(教育政策課・学務課), 防災安全部(防災課)
					4 被災情報の収集・報告に必要な準備	
41	63	第2編	第1章	第4	(1)情報収集・連絡体制の整備	行財政改革推進部(情報政策課) 税務部(税制課・市民税課・資産税課・納税管理課・納税推進課) 福祉保険部(福祉保険課) 保健所(保健総務課・医務薬務課) 市立旭川病院(経営管理課) 学校教育部(教育政策課) 防災安全部(防災課)
42	63	第2編	第1章	第4	4 (2)担当者の育成	総務部(人事課・職員厚生課) 防災安全部(防災課)
				第2章	避難及び救援に関する備え	
					1 避難に関する準備事項	

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

番号	頁	編	章	第	見出し	担当部局(課)
43	64	第2編			(1)基礎的資料の収集	土木部(土木管理課・雪対策課・土木事業所) 防災安全部(防災課),消防本部(市民安心課・警防課・消防署)
44	64	第2編	第2章	1	(2)隣接する市町との連携の確保	防災安全部(防災課)
45	64	第2編	第2章	1	(3)避難行動要支援者への配慮	総合政策部(都市交流課) 福祉保険部(指導監査課・長寿社会課・介護保険課・障害福祉課・生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課) 防災安全部(防災課),消防本部(市民安心課) 《関係各課》
46	64	第2編	第2章	1	(4)民間事業者からの協力の確保	防災安全部(防災課) 《関係各課》
47	64	第2編	第2章	1	(5)学校や事業所との連携	防災安全部(防災課),消防本部(予防指導課・消防署) 学校教育部(教育政策課・教育指導課)
48	65	第2編	第2章	2	避難実施要領のパターンの作成	《関係各課》 防災安全部(防災課)
				3	救援に関する準備事項	
49	65	第2編	第2章		(1)道との調整	防災安全部(防災課)
50	65	第2編	第2章	3	(2)基礎的資料の準備等	建築部(設備課) 防災安全部(防災課)
51	65	第2編	第2章	4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	総務部(管財課) 市民生活部(市民生活課) 土木部(土木総務課・土木事業所)
52	65	第2編	第2章		(1)運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握	総務部(総務課・管財課) 防災安全部(防災課)
53	65	第2編	第2章	4	(2)運送経路の把握等	総務部(総務課・管財課) 防災安全部(防災課)
54	66	第2編	第2章	5	避難施設の指定への協力	防災安全部(防災課)
				6	生活関連等施設の把握等	
55	66	第2編	第2章		(1)生活関連等施設の把握等	防災安全部(防災課)
56	67	第2編	第2章	6	(2)市が管理する公共施設等における警戒	《関係各課》
			第3章 備蓄等			
				1	物資及び資材の備蓄	
57	68	第2編	第3章		(1)防災のための備蓄との関係	経済部(経済総務課) 上下水道部(総務課・経営企画課・水道施設課・下水道施設課)防災安全部(防災課) 《関係各課》
58	68	第2編	第3章	1	(2)国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	保健所(保健総務課・医務薬務課) 市立旭川病院(医事課・経営管理課・薬剤科) 防災安全部(防災課),消防本部(警防課)
59	68	第2編	第3章	1	(3)道との連携	保健所(保健総務課・医務薬務課) 経済部(経済総務課) 防災安全部(防災課) 《関係各課》
				2	市長等が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
60	69	第2編	第3章		(1)施設及び設備の整備及び点検	《関係各課》
61	69	第2編	第3章	2	(2)ライフライン施設の機能の確保	上下水道部(水道施設課・下水道施設課・浄水課・下水処理センター)
62	69	第2編	第3章	2	(3)復旧のための各種資料等の整備等	税務部(資産税課)
			第4章 訓練及び研修			
				1	研修	
63	70	第2編	第4章		(1)研修機関における研修の活用	総務部(人事課)
64	70	第2編	第4章	1	(2)職員等の研修機会の確保	総務部(人事課) 消防本部(市民安心課)
65	70	第2編	第4章	1	(3)外部有識者等による研修	総務部(人事課)
				2	訓練	
66	71	第2編	第4章	2	(1)市長等における訓練の実施	防災安全部(防災課) 《関係各課》
67	71	第2編	第4章	2	(2)訓練の形態及び項目	防災安全部(防災課) 《関係各課》
68	71	第2編	第4章	2	(3)訓練に当たっての留意事項	防災安全部(防災課) 《関係各課》

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

番号	頁	編	章	第	見出し	担当部局(課)
			第5章		国民保護に関する啓発	
				1	国民保護措置に関する啓発	
69	72	第2編	第5章		(1)啓発の方法	防災安全部(防災課)
70	72	第2編	第5章	1	(2)防災に関する啓発との連携	防災安全部(防災課),消防本部(市民安心課)
71	72	第2編	第5章	1	(3)学校における教育	学校教育部(教育指導課)
72	72	第2編	第5章	2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発(前段)	防災安全部(防災課)
73	72	第2編	第5章		(後段)	福祉保険部(福祉保険課) 子育て支援部(こども育成課) 保健所(保健総務課・医務業務課) 消防本部(市民安心課・警防課)
		第3編			武力攻撃事態等への対処	
			第1章		初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
				1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	
74	101	第3編	第1章		(1)旭川市緊急事態連絡室の設置	防災安全部(防災課),消防本部(総務課・指令課)
75	102	第3編	第1章	1	(2)初動措置の確保	防災安全部(防災課)
76	102	第3編	第1章	1	(3)関係機関への支援の要請	防災安全部(防災課)
77	102	第3編	第1章	2	事態認定後の緊急事態連絡室の措置	防災安全部(防災課)
78	102	第3編	第1章	3	国民保護対策本部に移行する場合の調整	防災安全部(防災課)
79	103	第3編	第1章	3	【災害対策基本法との関係について】	防災安全部(防災課)
80	104	第3編	第1章	4	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	防災安全部(防災課)
			第2章		市対策本部の設置等	
				1	市対策本部の設置	
81	105	第3編	第2章		(1)市対策本部の設置の手順	防災安全部(防災課)
82	106	第3編	第2章	1	(2)市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等	防災安全部(防災課)
83	106	第3編	第2章	1	(3)市対策本部の組織構成及び機能	《関係各課》 防災安全部(防災課)
84	106	第3編	第2章	1	(4)市対策本部における広報等	総合政策部(政策調整課・広報広聴課) 防災安全部(防災課)
85	107	第3編	第2章	1	(5)市現地対策本部の設置	防災安全部(防災課)
86	107	第3編	第2章	1	(6)現地調整所の設置	防災安全部(防災課)
87	109	第3編	第2章	1	(7)市対策本部長の権限	防災安全部(防災課)
88	110	第3編	第2章	1	(8)市対策本部の廃止	防災安全部(防災課)
				2	通信の確保	
89	110	第3編	第2章		(1)情報通信手段の確保	総務部(管財課),行財政改革推進部(情報政策課) 防災安全部(防災課)
90	110	第3編	第2章	2	(2)情報通信手段の機能確認	総務部(管財課),行財政改革推進部(情報政策課) 防災安全部(防災課),消防本部(指令課)
91	110	第3編	第2章	2	(3)通信輻輳により生じる混信等の対策	総務部(管財課),行財政改革推進部(情報政策課) 防災安全部(防災課),消防本部(指令課)
			第3章		関係機関相互の連携	
				1	国・道の対策本部との連携	
92	111	第3編	第3章		(1)国・道の対策本部との連携	防災安全部(防災課)
93	111	第3編	第3章	1	(2)国・道の現地対策本部との連携	防災安全部(防災課)
				2	知事,指定行政機関の長,指定地方行政機関の長等への措置要請等	
94	111	第3編	第3章		(1)知事等への措置要請	防災安全部(防災課)

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

番号	頁	編	章	第	見出し	担当部局(課)
95	111	第3編	第3章	2	(2)知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	防災安全部(防災課)
96	111	第3編	第3章	2	(3)指定公共機関,指定地方公共機関への措置要請	防災安全部(防災課)
97	112	第3編	第3章	3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	防災安全部(防災課)
				4	他の市町村長等に対する応援の要求,事務の委託	
98	112	第3編	第3章		(1)他の市町村長等への応援の要求	防災安全部(防災課)
99	112	第3編	第3章	4	(2)道への応援の要求	防災安全部(防災課)
100	112	第3編	第3章	4	(3)事務の一部の委託	防災安全部(防災課) 《関係各課》
101	113	第3編	第3章	5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	防災安全部(防災課)
				6	市の行う応援等	
102	113	第3編	第3章		(1)他の市町村に対して行う応援等	《関係各課》 防災安全部(防災課)
103	113	第3編	第3章	6	(2)指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等	《関係各課》 防災安全部(防災課)
				7	ボランティア団体等に対する支援等	
104	113	第3編	第3章		(1)自主防災組織等に対する支援	消防本部(市民安心課)
105	114	第3編	第3章	7	(2)ボランティア活動への支援等(前段)	防災安全部(防災課)
106	114	第3編	第3章	7	(2)ボランティア活動への支援等(後段)	市民生活部(市民活動課) 総合政策部(政策調整課)
107	113	第3編	第3章	7	(3)救援物資の受入れ	総務部(管財課),福祉保険部(保護第2課)
108	114	第3編	第3章	8	住民への協力要請	総務部(管財課),総合政策部(都市交流課),市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所) 保健所(保健総務課・医務業務課・保健予防課・健康推進課・衛生検査課) 市立旭川病院(経営管理課・医事課・看護部・医局・各科・江丹別診療所) 消防本部(市民安心課・警防課・消防署)
			第4章		警報及び避難の指示等	
			第1	警報及び緊急通報の伝達等		
				1 警報の伝達等		
109	115	第3編	第4章	第1	(1)警報の伝達	市民生活部(市民生活課),総合政策部(広報広聴課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
110	115	第3編	第4章	第1	1 (2)警報の通知	市民生活部(市民生活課),総合政策部(広報広聴課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
111	116	第3編	第4章	第1	1 (3)警報の伝達方法ア,イの前段	市民生活部(市民生活課)総合政策部(広報広聴課) 消防本部(市民安心課・予防指導課・警防課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
112	116	第3編	第4章	第1	1 (3)警報の伝達方法イの後段	市民生活部(市民生活課)総合政策部(広報広聴課) 防災安全部(防災課),消防本部(市民安心課・予防指導課・警防課)
113	116	第3編	第4章	第1	1 (4)要配慮者への配慮	総合政策部(都市交流課) 福祉保険部(指導監査課・長寿社会課・介護保険課・障害福祉課・生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
114	116	第3編	第4章	第1	1 (5)警報の解除の伝達	防災安全部(防災課)
115	116	第3編	第4章	第1	2 緊急通報の伝達等	市民生活部(市民生活課),総合政策部(広報広聴課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
			第2	避難住民の誘導等		
116	117	第3編	第4章		1 避難の指示の伝達等	防災安全部(防災課)
				2 避難実施要領の策定		
117	118	第3編	第4章	第2	(1)避難実施要領の策定	市民生活部(市民生活課・地域活動推進課) 福祉保険部(福祉保険課) 防災安全部(防災課),消防本部(市民安心課)
118	119	第3編	第4章	第2	2 (2)避難実施要領の策定の留意点	防災安全部(防災課)
119	119	第3編	第4章	第2	2 (3)避難実施要領の策定の際における考慮事項	防災安全部(防災課)

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

番号	頁	編	章	第	見出し	担当部局(課)
120	120	第3編	第4章	第2	2 (4)国の対策本部長による利用指針の調整	防災安全部(防災課)
121	120	第3編	第4章	第2	2 (5)避難実施要領の内容の伝達等	市民生活部(市民生活課・地域活動推進課) 防災安全部(防災課)
					3 避難住民の誘導	
122	121	第3編	第4章	第2	(1)市長による避難住民の誘導	総合政策部(都市交流課),市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所) 福祉保険部(指導監査課・長寿社会課・介護保険課・障害福祉課・生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課),消防本部(市民安心課)
123	121	第3編	第4章	第2	3 (2)消防機関の活動	消防本部(市民安心課・警防課・消防署)
124	121	第3編	第4章	第2	3 (3)避難誘導を行う関係機関との連携	防災安全部(防災課)
125	122	第3編	第4章	第2	3 (4)自主防災組織等に対する協力の要請	市民生活部(地域活動推進課),総合政策部(政策調整課),消防本部(市民安心課)
126	122	第3編	第4章	第2	3 (5)誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供(前段)	保健所(保健総務課・医務業務課) 経済部(経済総務課・産業振興課) 防災安全部(防災課) 上下水道部(管路管理課・水道施設課・下水道施設課)
127	122	第3編	第4章	第2	3 (5)誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供(後段)	総務部(人事課)行財政改革推進部(情報政策課) 総合政策部(都市交流課),市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所) 消防本部(総務課)
128	122	第3編	第4章	第2	3 (6)高齢者,障害者等への配慮	総合政策部(都市交流課) 福祉保険部(福祉保険課・指導監査課・長寿社会課・介護保険課・障害福祉課・生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
129	122	第3編	第4章	第2	3 (7)残留者等への対応	総合政策部(都市交流課),市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所) 福祉保険部(指導監査課・長寿社会課・介護保険課・障害福祉課・生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課),消防本部(市民安心課)
130	122	第3編	第4章	第2	3 (8)避難所等における安全確保等	総合政策部(都市交流課),市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所)
131	122	第3編	第4章	第2	3 (9)動物の保護等に関する配慮	保健所(衛生検査課・動物愛護センター) 農政部(農業振興課)
132	123	第3編	第4章	第2	3 (10)通行禁止措置の周知	土木部(土木管理課)
133	123	第3編	第4章	第2	3 (11)道に対する要請等	防災安全部(防災課)
134	123	第3編	第4章	第2	3 (12)避難住民の運送の求め等	市民生活部(市民生活課・地域活動推進課)
135	123	第3編	第4章	第2	3 (13)避難住民の復帰のための措置	総合政策部(都市交流課),市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
		第3編	第4章	第2	4 事態想定ごとの避難の留意点	
			第5章 救援			
				1	救援の実施	
136	127	第3編	第5章		(1)救援の実施	福祉保険部(福祉保険課・生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課) 保健所(保健総務課・医務業務課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
137	127	第3編	第5章	1	(2)救援の補助	福祉保険部(福祉保険課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
				2	関係機関との連携	
138	127	第3編	第5章		(1)道への要請等	防災安全部(防災課)
139	128	第3編	第5章	2	(2)他の市町村との連携	防災安全部(防災課)
140	128	第3編	第5章	2	(3)日本赤十字社との連携	福祉保険部(福祉保険課) 子育て支援部(子育て育成課)
141	128	第3編	第5章	2	(4)緊急物資の運送の求め	総務部(管財課)
142	128	第3編	第5章	2	(5)近隣住民やボランティア等への協力の求め	市民生活部(地域活動推進課) 総合政策部(政策調整課)
				3	救援の内容	

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

番号	頁	編	章	第	見出し	担当部局(課)
143	128	第3編	第5章		(1)救援の基準等	福祉保険部(福祉保険課) 保健所(保健総務課・医務業務課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
144	128	第3編	第5章	3	(2)救援における道との連携	福祉保険部(福祉保険課) 保健所(保健総務課・医務業務課) 防災安全部(防災課)
145	129	第3編	第5章	3	(3)救援の内容	総務部(管財課・契約課) 福祉保険部(福祉保険課・指導監査課・長寿社会課・介護保険課・障害福祉課・生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課) 《関係各課》防災安全部(防災課)
146	129	第3編	第5章	3	ア 収容施設の供与 (7)避難所の開設(前段)	税務部, 市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所), 福祉保険部(福祉保険課・指導監査課・長寿社会課・介護保険課・障害福祉課)子育て支援部, 総合政策部(都市交流課)
147	129	第3編	第5章	3	ア 収容施設の供与 (7)避難所の開設(後段)	福祉保険部(指導監査課・長寿社会課・介護保険課・障害福祉課), 建築部(市営住宅課)
148	129	第3編	第5章	3	ア 収容施設の供与 (1)避難所の運営管理	税務部, 市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所), 福祉保険部(福祉保険課・生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課)子育て支援部, 保健所(健康推進課), 総合政策部(都市交流課)
149	129	第3編	第5章	3	ア 収容施設の供与 (9)応急仮設住宅等の建設	税務部(税制課・市民税課・資産税課・納税管理課・納税推進課) 建築部(公共建築課・設備課・市営住宅課)
150	129	第3編	第5章	3	イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 (7)供給・調達体制の確立	福祉保険部(生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課), 観光スポーツ部(観光課・スポーツ推進課・スポーツ施設整備課), 経済部(経済総務課・産業振興課), 上下水道部(浄水課・管路管理課・水道施設課・下水道施設課), 防災安全部(防災課)
151	129	第3編	第5章	3	イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 (4)給与又は貸与の実施	総務部(管財課) 福祉保険部(生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課) 総合政策部(都市交流課), 市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所), 会計課, 防災安全部(防災課)
152	130	第3編	第5章	3	イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与 (9)道への支援要請	防災安全部(防災課)
153	130	第3編	第5章	3	ウ 医療の提供及び助産	子育て支援部(子育て支援課) 保健所(保健総務課・医務業務課) 市立旭川病院(経営管理課・医事課・看護部・医局・各科・江丹別診療所) 消防本部(警防課)
154	130	第3編	第5章	3	エ 被災者の捜索及び救出	消防本部(市民安心課・警防課・消防署) 防災安全部(防災課)
155	130	第3編	第5章	3	オ 埋葬及び火葬	市民生活部(市民生活課・市民課・各支所) 福祉保険部(福祉保険課・国民健康保険課・生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課)
156	131	第3編	第5章	3	カ 電話その他の通信設備の提供	市民生活部(市民生活課・市民課・各支所) 福祉保険部(障害福祉課)
157	131	第3編	第5章	3	キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	建築部(建築指導課)
158	131	第3編	第5章	3	ク 学用品の給与	学校教育部(学務課)
159	131	第3編	第5章	3	ケ 死体の捜索及び処理	福祉保険部(福祉保険課・国民健康保険課・生活支援課・保護第1課・保護第2課・保護第3課) 消防本部(市民安心課・警防課・消防署)
160	131	第3編	第5章	3	コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石, 竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	建築部(建築指導課) 土木部(雪対策課・土木事業所)
161	132	第3編	第5章	4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	保健所(保健総務課・医務業務課) 市立旭川病院(経営管理課) 消防本部(警防課) 防災安全部(防災課)
				5	救援の際の物資の売渡し要請等	
162	132	第3編	第5章		(1)救援の際の物資の売渡し要請等	総合政策部(財政課), 総務部(管財課・契約課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
163	133	第3編	第5章	5	(2)医療の要請等に従事する者の安全確保	保健所(保健総務課・医務業務課) 市立旭川病院(経営管理課) 防災安全部(防災課), 消防本部(警防課)
			第6章		安否情報の収集・提供	
				1	安否情報システムの利用	
				2	安否情報の収集	

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

番号	頁	編	章	第	見出し	担当部局(課)
164	135	第3編	第6章		(1)安否情報の収集	行政財産改革推進部(情報政策課) 総合政策部(都市交流課),市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所) 福祉保険部(福祉保険課・国民健康保険課) 学校教育部(教育政策課・学務課・教育指導課) 防災安全部(防災課)
165	135	第3編	第6章	2	(2)安否情報収集の協力要請	防災安全部(防災課)
166	135	第3編	第6章	2	(3)安否情報の整理	総合政策部(都市交流課),市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所) 福祉保険部(福祉保険課・国民健康保険課)
167	135	第3編	第6章	3	道に対する報告	防災安全部(防災課)
				4	安否情報の照会に対する回答	
168	135	第3編	第6章		(1)安否情報の照会の受付	総合政策部(政策調整課・都市交流課)市民生活部(市民生活課・地域活動推進課市民活動課・市民課・各支所) 福祉保険部(福祉保険課) 防災安全部(防災課)
169	136	第3編	第6章	4	(2)安否情報の回答	総合政策部(政策調整課) 市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所) 福祉保険部(福祉保険課) 防災安全部(防災課)
170	136	第3編	第6章	4	(3)個人の情報の保護への配慮	総合政策部(政策調整課・都市交流課) 市民生活部(市民生活課・地域活動推進課・市民課・各支所) 福祉保険部(福祉保険課・国民健康保険課) 防災安全部(防災課)
171	136	第3編	第6章	5	日本赤十字社に対する協力	市民生活部(市民課) 福祉保険部(福祉保険課)
					第7章 武力攻撃災害への対処	
				第1	武力攻撃災害への対処	
					1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	
172	137	第3編	第7章	第1	(1)武力攻撃災害への対処	《関係各課》 防災安全部(防災課)
173	137	第3編	第7章	第1	(2)知事への措置要請	防災安全部(防災課)
174	137	第3編	第7章	第1	(3)対処に当たる職員の安全の確保	総務部(総務課・人事課・職員厚生課) 《関係各課》 防災安全部(防災課)
				2	武力攻撃災害の兆候の通報	
175	137	第3編	第7章	第1	(1)市長への通報	防災安全部(防災課),消防本部(総務課・指令課)
176	137	第3編	第7章	第1	(2)知事への通知	防災安全部(防災課)
				第2	応急措置等	
177	138	第3編	第7章		1 事前措置	《関係各課》 防災安全部(防災課)
				2	退避の指示	
178	139	第3編	第7章	第2	(1)退避の指示	市民生活部(市民生活課) 防災安全部(防災課)
179	139	第3編	第7章	第2	(2)屋内退避の指示	市民生活部(市民生活課) 防災安全部(防災課) 学校教育部(教育政策課・学務課・教育指導課) 《関係各課》
180	139	第3編	第7章	第2	(3)退避の指示に伴う措置等 ア	市民生活部(市民生活課) 防災安全部(防災課),消防本部(予防指導課・消防署)
181	139	第3編	第7章	第2	(3)退避の指示に伴う措置等 イ	防災安全部(防災課)
182	140	第3編	第7章	第2	(4)安全の確保等 ア	総務部(総務課・人事課・職員厚生課) 防災安全部(防災課),消防本部(総務課) 《関係各課》
183	140	第3編	第7章	第2	(4)安全の確保等 イ	総務部(総務課・人事課・職員厚生課) 行政財産改革推進部(情報政策課) 防災安全部(防災課),消防本部(総務課・市民安心課・警防課) 《関係各課》

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

号	頁	編	章	第	見出し	担当部局(課)
184	140	第3編	第7章	第2	2 (4)安全の確保等 ウ	防災安全部(防災課), 消防本部(総務課)
					3 警戒区域の設定	
185	140	第3編	第7章	第2	(1)警戒区域の設定	消防本部(警防課・消防署)
186	140	第3編	第7章	第2	3 (2)警戒区域の設定に伴う措置等 ア	消防本部(警防課・消防署)
187	140	第3編	第7章	第2	3 (2)警戒区域の設定に伴う措置等 イ	市民生活部(市民生活課) 消防本部(警防課・消防署)
188	141	第3編	第7章	第2	3 (2)警戒区域の設定に伴う措置等 ウ	消防本部(警防課・消防署)
189	141	第3編	第7章	第2	3 (2)警戒区域の設定に伴う措置等 エ	防災安全部(防災課)
190	141	第3編	第7章	第2	3 (3)安全の確保	現場対応の《関係各課》 防災安全部(防災課)
	141	第3編	第7章	第2	4 応急公用負担等	
191	141	第3編	第7章	第2	(1)市長による措置	《関係各課》 防災安全部(防災課)
192	141	第3編	第7章	第2	4 (2)損失の補償	《関係各課》
					5 消防に関する措置等	
193	141	第3編	第7章	第2	(1)市が行う措置	消防本部(警防課・指令課・消防署)
194	142	第3編	第7章	第2	5 (2)消防機関の活動	消防本部(市民安心課・警防課・消防署)
195	142	第3編	第7章	第2	5 (3)消防相互応援協定等に基づく応援要請	消防本部(総務課・警防課)
196	142	第3編	第7章	第2	5 (4)緊急消防援助隊等の応援要請	消防本部(総務課・警防課)
197	142	第3編	第7章	第2	5 (5)消防の応援の受入れ体制の確立	消防本部(総務課・警防課)
198	142	第3編	第7章	第2	5 (6)消防の相互応援に関する出動	消防本部(総務課・警防課)
199	142	第3編	第7章	第2	5 (7)医療機関との連携	消防本部(指令課)
200	143	第3編	第7章	第2	5 (8)安全の確保	消防本部(総務課・市民安心課・警防課)
					第3 生活関連等施設における災害への対処等	
					1 生活関連等施設の安全確保	
201	144	第3編	第7章	第3	(1)生活関連等施設の状況の把握	《関係各課》
202	144	第3編	第7章	第3	1 (2)消防機関による支援	消防本部(総務課)
203	144	第3編	第7章	第3	1 (3)市が管理する施設の安全の確保	《関係各課》
					2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	
204	145	第3編	第7章	第3	(1)危険物質等に関する措置命令	《関係各課》
205	145	第3編	第7章	第3	2 (2)危険物質等について市町村長が命ずることができる対象及び措置	保健所(保健総務課・医務薬務課) 消防本部(予防指導課)
206	145	第3編	第7章	第3	2 (3)警備の強化及び危険物質等の管理状況報告	消防本部(予防指導課)
					第4 N B C 攻撃による災害への対処等	
207	146	第3編	第7章		(1)応急措置の実施	保健所(保健総務課・医務薬務課) 消防本部(警防課・消防署)
208	146	第3編	第7章	第4	(2)国の方針に基づく措置の実施	保健所(保健総務課・医務薬務課) 消防本部(警防課)
209	146	第3編	第7章	第4	(3)関係機関との連携	保健所(保健総務課・医務薬務課) 消防本部(警防課)
210	146	第3編	第7章	第4	(4)汚染原因に応じた対応	保健所(保健総務課・医務薬務課) 消防本部(警防課・消防署)
211	147	第3編	第7章	第4	(5)市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限	保健所(保健総務課・医務薬務課) 消防本部(警防課)
212	148	第3編	第7章	第4	(6)要員の安全の確保	保健所(保健総務課・医務薬務課) 消防本部(警防課)
					第8章 被災情報の収集及び報告	
213	149	第3編			(1)被災情報の収集及び報告	防災安全部(防災課), 消防本部(総務課・警防課)
					第9章 保健衛生の確保その他の措置	

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

番号	頁	編	章	第	見出し	担当部局(課)
					1 保健衛生の確保	
214	150	第3編	第9章		(1)保健衛生対策	保健所(保健指導課)
215	150	第3編	第9章	1	(2)防疫対策	保健所(健康推進課・衛生検査課・動物愛護センター)
216	150	第3編	第9章	1	(3)食品衛生確保対策	保健所(衛生検査課)
217	150	第3編	第9章	1	(4)飲料水衛生確保対策	上下水道部(総務課・浄水課・管路管理課・水道施設課・下水道施設課・経理企画課)
218	151	第3編	第9章	1	(5)栄養指導対策	保健所(健康推進課)
					2 廃棄物の処理	
219	151	第3編	第9章		(1)廃棄物処理の特例 ア	環境部(環境指導課)
220	151	第3編	第9章	2	(1)廃棄物処理の特例 イ	環境部(環境指導課)
221	151	第3編	第9章	2	(2)廃棄物処理対策	環境部(環境総務課・廃棄物政策課)
					第10章 国民生活の安定に関する措置	
222	152	第3編		1	生活関連物資等の価格安定	経済部(経済総務課) 市民生活部(市民生活課) 《関係各課》
					2 避難住民等の生活安定等	
223	152	第3編	第10章		(1)被災児童生徒等に対する教育	学校教育部(教育政策課・学務課・教育指導課・学校保健課)
224	152	第3編	第10章	2	(2)公的徴収金の減免等	税務部(税制課・市民税課・資産税課・納税管理課・納税推進課) 福祉保険部(国民健康保険課・長寿社会課・介護保険課)
					3 生活基盤等の確保	
225	152	第3編	第10章		(1)水の安定的な供給	上下水道部(水道施設課・下水道施設課・浄水課)
226	152	第3編	第10章	3	(2)公共的施設の適切な管理	《関係各課》
					第11章 特殊標章等の交付及び管理	
227	154	第3編			(2)特殊標章等の交付及び管理 ア 市長	各任命権者の庶務(人事)担当部課
228	154	第3編	第11章		(2)特殊標章等の交付及び管理 イ 消防長	消防本部(総務課)
229	154	第3編	第11章		(3)特殊標章等に依る普及啓発	防災安全部(防災課)
					第4編 復旧等	
					第1章 応急の復旧	
					1 基本的考え方	
230	201	第4編	第1章		(1)市が管理する施設及び設備の緊急点検等	防災安全部(防災課) 《関係各課》
231	201	第4編	第1章	1	(2)通信機器の応急の復旧	防災安全部(防災課) 《関係各課》
232	201	第4編	第1章	1	(3)道に対する支援要請	防災安全部(防災課)
					2 公共的施設の応急の復旧	
233	201	第4編	第1章		(1)ライフライン施設の応急復旧	防災安全部(防災課) 上下水道部(全体)
234	201	第4編	第1章	2	(2)輸送の確保に関する応急復旧	防災安全部(防災課) 《関係各課》
					第2章 武力攻撃災害の復旧	
235	202	第4編			(1)国における所要の法制的整備等	総合政策部(政策調整課) 総務部(総務課) 防災安全部(防災課) 《関係各課》
236	202	第4編	第2章		(2)市が管理する施設及び設備の復旧	総合政策部(政策調整課) 総務部(管財課) 防災安全部(防災課) 《関係各課》
					第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
					1 国民保護措置に要した費用の支弁, 国への負担金の請求	
237	203	第4編	第3章		(1)国に対する負担金の請求方法	防災安全部(防災課) 《関係各課》

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

番号	頁	編	章	第	見出し	担当部局(課)
238	203	第4編	第3章	1	(2)関係書類の保管	総務部(総務課) 会計課 《関係各課》
				2	損失補償及び損害補償	
239	203	第4編	第3章		(1)損失補償	総合政策部(政策調整課) 総務部(総務課・管財課) 土木部(用地課) 《関係各課》
240	203	第4編	第3章	2	(2)損害補償	総合政策部(政策調整課) 総務部(総務課) 《関係各課》
241	203	第4編	第3章	3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	総合政策部(政策調整課) 総務部(総務課) 《関係各課》

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

3 - 5 関係様式等

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

年 月 日 時 分

旭 川 市

1 武力攻撃災害が発生した日時，場所（又は地域）  
 (1) 発生日時 年 月 日  
 (2) 発生場所 旭川市 町 丁目 番 号（北緯 度，東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

\* 可能な場合は，死者について，死亡地の市町村名，死亡の年月日，性別，年齢及び死亡時の概況を1人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

### 第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

#### 3 - 5 関係様式等

#### 【火災・災害等即報要領様式】 第3号様式(救急・救助事故等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者 等	死者(性別・年齢)	負傷者等	人( 人)	
	計 人	重症	人( 人)	
	不明 人	中等症	人( 人)	
		軽 症	人( 人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防活動状況				
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の( )書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

### 3 - 5 関係様式等

#### 【安否情報の報告様式記入要領】

#### 【記入要領（様式第1号，様式第2号）】

- 1 外国人であって，氏名をローマ字で記載できる場合には，氏名欄にカタカナで，フリガナ欄にローマ字で記載する。  
また，住所が日本国以外の場合であって，住所をローマ字で記載できる場合には，住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には，外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。  
「国名表」に未掲載の国にあつては，「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には，氏名，出生の年月日，男女の別，住所，国籍のいずれかが不明な場合に，当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には，避難施設の名称及び住所など，避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には，負傷の程度を「死亡」，「重傷」，「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし，負傷していない場合は空欄とする。  
この場合，「死亡」とは，当該武力攻撃災害が原因で死亡し，死体を確認したもの又は死体は確認できないが，死亡したことが確実な者とする。  
「重傷」とは，当該武力攻撃災害により負傷し，医師の治療を受け，又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。  
「軽傷」とは，当該武力攻撃災害により負傷し，医師の治療を受け，又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には，親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など，避難施設以外で，避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には，安否情報の公開への同意に関する特段の条件等，特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名，出生の年月日，男女の別，住所，国籍，居所の各欄において不明事項がある場合は，「不明」と記載するものとし，その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

3 - 5 関係様式等

【安否情報様式第1号（第1条関係）】

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別する情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば，～を回答する予定ですが，回答を希望しない場合は，で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが，回答を希望しない場合は～を囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて，同意するかどうかで囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は，国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり，個人情報の保護に十分留意しつつ，上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また，国民保護法上の救援（物資，医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため，行政内部で利用することがあります。さらに，記入情報の収集，パソコンの入力，回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は，申請書面により形式的審査を行います。また，知人とは，友人，職場関係者，近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

3 - 5 関係様式等

【安否情報様式第2号（第1条関係）】

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時，場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

3 - 5 関係様式

【安否情報様式第4号（第3条関係）】

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所） _____  氏 名 _____		
下記の者について，武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき，安否情報を照会します。		
照会をする理由 （ を付けて下さい。 の場合，理由を記入願います。）		被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人（友人，職場関係者及び近隣住民）であるため。 その他 （ _____ ）
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本                      その他（ _____ ）
	その他個人を識別するための情報	
申 請 者 の 確 認		
備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは，日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 印の欄には記入しないで下さい。



第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

3 - 5 関係様式等

【公用令書様式第1】

収容第	号	公 用 令 書			
		住所 氏名			
		第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第2項 第183条において準用する第81条第4項			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
の規定に基づき、次のとおり物資を収容する。					
(理由)					
年 月 日					
処分権者 氏名 <span style="float: right;">印</span>					
収容すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

【公用令書様式第2】

保管第	号	公 用 令 書			
		住所 氏名			
		第81条第3項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第3項 第183条において準用する第81条第4項			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
の規定に基づき、次のとおり物資を収容する。					
(理由)					
年 月 日					
処分権者 氏名 <span style="float: right;">印</span>					
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

第3【武力攻撃事態等への対処に関すること】

【公用令書様式第3】

使用第	号	公 用 令 書					
		住所 氏名					
		第82条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する第82条					
の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。							
(理由)							
年 月 日							
処分権者 氏名							印
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

【公用令書様式第4】

取消第	号	公 用 令 書					
		住所 氏名					
		第81条第2項 第81条第3項 第81条第4項 第82条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第183条において準用する第81条第2項 第183条において準用する第81条第3項 第183条において準用する第81条第4項 第183条において準用する第82条					
の規定に基づく公用令書( 年 月 日 第 号 )に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等							
		第16条 における国民の保護のための措置に関する法律施行令 第52条において準用する第16条					
の規定により、これを公布する。							
(取り消した処分の内容)							
年 月 日							
処分権者 氏名							印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第 4

關係條例等

4 - 1 旭川市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

旭川市条例第9号  
平成18年3月24日

旭川市国民保護対策本部及び旭川市緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、旭川市国民保護対策本部及び旭川市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、旭川市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総理する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（次項において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、旭川市緊急対処事態対策本部について準用する。

この場合において、第2条第1項中「国民保護対策本部長」とあるのは「緊急処理事態対策本部長」と、「旭川市国民保護対策本部」とあるのは「旭川市緊急処理事態対策本部」と、同条第2項中「国民保護対策副本部長」とあるのは「緊急処理事態対策副本部長」と、同条第3項中「国民保護対策本部員」とあるのは「緊急処理事態対策本部員」と、第3条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と、第5条第1項中「国民保護現地対策本部」とあるのは「緊急処理事態現地対策本部」と、「国民保護現地対策本部長」とあるのは「緊急処理事態現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部員」とあるのは「緊急処理事態現地対策本部員」と、同条第2項中「国民保護現地対策本部長」とあるのは「緊急処理事態現地対策本部長」と、「国民保護現地対策本部」とあるのは「緊急処理事態現地対策本部」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 - 2 旭川市国民保護協議会条例

旭川市条例第10号  
平成18年3月24日

旭川市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、旭川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。  
(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、29人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 - 3 旭川市国民保護協議会運営規程

旭川市国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、旭川市国民保護協議会条例（平成18年旭川市条例第10号。以下「協議会条例」という。）第7条の規定に基づき、旭川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

2 会長は、委員総数の2分の1以上の数の委員から請求があるときは、協議会を招集しなければならない。

(委員の代理)

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理を出席させることができる。ただし、公募により選考された委員は除く。

2 代理については、委員と同一の機関（従属関係にある機関を含む。）に属する者で委員が指名するものとし、当該委員の職務を代理するものとする。

(専門委員)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、専門委員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第5条 協議会の会議（会議における資料及び会議録を含む。）は、公開とする。ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条各号列記以外の部分に規定する事項のうち、いずれかの事項に該当するおそれがあると協議会が認める場合を除く。

2 会長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保するため、傍聴者に対する制限その他の必要な制限を課すことができる。

( 会議録 )

第6条 会長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- ( 1 ) 会議の名称及び議題
- ( 2 ) 会議の開催の日時及び場所
- ( 3 ) 出席者の氏名
- ( 4 ) 傍聴者の数
- ( 5 ) 議事の内容
- ( 6 ) 前各号に掲げるもののほか必要と認める事項

( 委員の異動報告 )

第7条 各委員に異動があったときは、その後任者は、遅滞なく、職名、氏名、年齢及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成18年8月4日から施行する。

4 - 4 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成17年8月31日付 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室，  
農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は，平素において，災害時における動物の管理等への備えと併せて，必要に応じ，以下の措置の実施に努めるものとする。

(1) 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は，動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき，人の生命，身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者，飼養状況等について，あらかじめ把握すること。
- ・ 地方公共団体は，武力攻撃事態等において，危険動物等が逸失した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について，あらかじめ整備すること。

(2) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・ 地方公共団体は，武力攻撃事態等において，所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し，連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について，あらかじめ整備すること。
- ・ 地方公共団体は，武力攻撃事態等において，要避難地域等における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は，武力攻撃事態等において，以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して，可能な範囲で，関係機関及び関係地方公共団体と連絡協力を図りながら，当該措置の実施に努めるものとする

(1) 危険動物等の逸走対策

- ・ 地方公共団体は，武力攻撃事態等において，危険動物等が逸走した場合は，住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・ 地方公共団体は，逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・ 地方公共団体は，逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には，迅速な救援活動等を行うこと。

- (2) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。
  - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。
- 3 緊急対策事態における動物の保護等
- 緊急対策事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

4 - 5 関係省令等

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の  
手続その他必要な事項を定める省令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令  
275号）第25条第2項及び第26条第4項（これらの規定を同令第52条において準  
用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並び  
に安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（平成17年3月28日号外総務省令第44号）

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の  
手続その他必要な事項を定める省令

（安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律  
第102号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において  
準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害に  
より負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民につい  
ては様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の  
長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16  
年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用す  
る場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第18  
3条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した  
書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式  
で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合  
その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によること  
ができる。

（安否情報の照会方法）

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同  
じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用す  
る場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方  
公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に  
行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住してい  
る場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法による  
ことができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）

の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附則（平成17年3月28日総務省令第44号）

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附則〔平成18年3月31日総務省令第50号抄〕

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附則〔平成27年9月16日総務省令第76号抄〕

( 施行期日 )

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〔平成25年5月法律第27号〕（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。〔後略〕

( 経過措置 )

第2条 〔1項略〕

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

1・2 〔略〕

3 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

4・5 〔略〕

4 - 5 関係省令等

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用書等の様式を定める内閣府令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第17条第3項（同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

（平成25年10月1日号外内閣府令第69号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第17条第3項（同令第52条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第1から別記様式第3まで及び別記様式第4のとおりとする。

附則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成25年10月1日）から施行する。



## 旭川市国民保護計画(資料編)

平成19年(2007年)	4月	作成
平成20年(2008年)	5月	変更
平成22年(2010年)	9月	変更
平成26年(2014年)	7月	変更
平成27年(2015年)	10月	変更
平成28年(2016年)	9月	変更
平成29年(2017年)	10月	変更
平成30年(2018年)	11月	変更
令和元年(2019年)	8月	変更
令和2年(2020年)	12月	変更
令和3年(2021年)	9月	変更
令和4年(2022年)	7月	変更
令和5年(2023年)	7月	変更
令和6年(2024年)	8月	変更

発行 旭川市  
編集 旭川市防災安全部防災課

〒070-8525

旭川市7条通9丁目48番地

電話(0166) 25 - 9840